

新：土木工事共通仕様書(2019年04月)	旧：土木工事共通仕様書(平成30年07月)	改訂内容
土木工事共通仕様書 2019年04月  ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社	土木工事共通仕様書 平成30年7月  ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 1 編 総則・材料	第 1 編 総則・材料	
第 1 編 総則・材料	第 1 章 総則・材料	変更
第 1 章 総則	第 1 章 総則	
第 1 節 一般事項	第 1 節 一般事項	
1.1.2 用語の定義	1.1.2 用語の定義	
1 契約図書 契約書及び設計図書をいう。	1 契約書類 契約書及び設計図書をいう。	変更
		(略)
3 図面 入札等に際して、当社が示した設計図、当社から変更または追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。 <u>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</u> ただし、実施設計を含む工事にあつては、 契約図書 及び第 11 項に規定する監督職員の 指示 に従って作成され、当該監督職員が認めた実施設計の成果品の設計図を含むものとする。	3 図面 入札等に際して、当社が示した設計図、当社から変更または追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。ただし、実施設計を含む工事にあつては、 契約書類 及び第 11 項に規定する監督職員の 指示 に従って作成され、当該監督職員が認めた実施設計の成果品の設計図を含むものとする。	変更
		(略)
14 指示 <u>契約図書の定めに基づき</u> 、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	14 指示 監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について 書面をもつて 示し、実施させることをいう。	変更
15 承諾 契約図書 で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者若しくは現場代理人が 書面 により同意することをいう。	15 承諾 契約書類 で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者若しくは現場代理人が 書面 により同意することをいう。	変更
16 協議 書面 により 契約図書 の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	16 協議 書面 により 契約書類 の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	変更
		(略)
<u>20 通知</u> 発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	<u>19 通知</u> 発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、 監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、 工事の施工に関する事項について、 書面をもつて 知らせることをいう。	変更
<u>22 連絡</u> 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。		追加
<u>23 納品</u> 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。		追加
<u>24 電子納品</u> 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。		追加
<u>25 情報共有システム</u> 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 <u>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u>		追加
<u>26 書面</u> 手書き、印刷物等による <u>工事打合せ簿等の工事帳票</u> をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、 <u>情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</u>	<u>20 書面</u> 手書き、印刷物の 伝達物 をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて 提出 することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるもの	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
<u>ただし</u>、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	とするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	
27 立会 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場<u>により、その内容について契約図書との適合を確かめる</u>ことをいう。	24 立会 契約書類に示された項目について、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。	変更
28 確認 契約図書に示された事項について、<u>監督職員、検査職員または受注者が</u>臨場<u>も</u>しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	22 確認 契約書類に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。	変更
29 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することを<u>い</u>う。	24 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することを言う。	変更
1.1.3 契約図書の解釈 1 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。 2 設計図書は、特記仕様書、工事請負現場説明書、現場説明に対する質問回答書、図面、共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。	1.1.3 契約書類の解釈 1 契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。 2 設計図書は、特記仕様書、工事請負現場説明書、現場説明に対する質問回答書、図面、共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。	変更
		(略)
1.1.5 日数の解釈 契約図書において使用する契約工期及びその他の日数は、契約書第 1 条第 9 項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。	1.1.5 日数の解釈 契約書類において使用する契約工期及びその他の日数は、契約書第 1 条第 9 項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。	変更
1.1.6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1)会計法（平成 18 年 6 月改正 法律第 53 号） (2)建設業法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (3)下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号） (4)労働基準法（平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号） (5)労働安全衛生法（平成 <u>29</u> 年 5 月改正 法律第 <u>41</u> 号） (6)作業環境測定法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号） (7)じん肺法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号） (8)雇用保険法（平成 28 年 6 月改正 法律第 63 号） (9)労働者災害補償保険法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号） (10)健康保険法（平成 <u>30</u> 年 <u>7</u> 月改正 法律第 <u>79</u> 号） (11)中小企業退職金共済法（平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号） (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成 <u>30</u> 年 <u>7</u> 月改正 法律第 <u>71</u> 号） (13)出入国管理及び難民認定法（平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号） (14)道路法（平成 <u>30</u> 年 3 月改正 法律第 <u>6</u> 号） (15)道路交通法（平成 <u>29</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>52</u> 号） (16)道路運送法（平成 28 年 12 月改正 法律第 106 号） (17)道路運送車両法（平成 <u>29</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>40</u> 号） (18)砂防法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号） (19)地すべり等防止法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (20)河川法（平成 <u>29</u> 年 5 月改正 法律第 <u>31</u> 号） (21)海岸法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (22)港湾法（平成 <u>29</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>55</u> 号） (23)港則法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）	1.1.6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1)会計法（平成 18 年 6 月改正 法律第 53 号） (2)建設業法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (3)下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号） (4)労働基準法（平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号） (5)労働安全衛生法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号） (6)作業環境測定法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号） (7)じん肺法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号） (8)雇用保険法（平成 28 年 6 月改正 法律第 63 号） (9)労働者災害補償保険法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号） (10)健康保険法（平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号） (11)中小企業退職金共済法（平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号） (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号） (13)出入国管理及び難民認定法（平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号） (14)道路法（平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号） (15)道路交通法（平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号） (16)道路運送法（平成 28 年 12 月改正 法律第 106 号） (17)道路運送車両法（平成 28 年 11 月改正 法律第 86 号） (18)砂防法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号） (19)地すべり等防止法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (20)河川法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号） (21)海岸法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (22)港湾法（平成 28 年 5 月改正 法律第 45 号） (23)港則法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）	追加

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
(24)漁港漁場整備法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (25)下水道法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号） (26)航空法（平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号） (27)公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号） (28)軌道法（平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号） (29)森林法（平成 <u>30</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>35</u> 号） (30)環境基本法（平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号） (31)火薬類取締法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号） (32)大気汚染防止法（平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号） (33)騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号） (34)水質汚濁防止法（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号） (35)湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号） (36)振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号） (37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 <u>29</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>61</u> 号） (38)文化財保護法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (39)砂利採取法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号） (40)電気事業法（平成 28 年 6 月改正 法律第 59 号） (41)消防法（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号） (42)測量法（平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号） (43)建築基準法（平成 <u>30</u> 年 6 月改正 法律第 <u>67</u> 号） (44)都市公園法（平成 <u>29</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>26</u> 号） (45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号) (46)土壌汚染対策法（平成 <u>29</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>33</u> 号） (47)駐車場法（平成 <u>29</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>26</u> 号） (48)海上交通安全法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号） (49)海上衝突予防法（平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号） (50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成 <u>29</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>41</u> 号） (51)船員法（平成 <u>29</u> 年 <u>4</u> 月改正 法律第 <u>21</u> 号） (52)船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (53)船舶安全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (54)自然環境保全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (55)自然公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号) (57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号) (58)河川法施行法 抄（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号） (59)技術士法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (60)漁業法（平成 <u>30</u> 年 <u>7</u> 月改正 法律第 <u>75</u> 号） (61)空港法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号） (62)計量法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (63)厚生年金保険法（平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号） (64)航路標識法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号） (65)資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (66)最低賃金法（平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号） (67)職業安定法（平成 <u>29</u> 年 <u>3</u> 月改正 法律第 <u>14</u> 号） (68)所得税法（平成 <u>30</u> 年 1 月改正 法律第 <u>7</u> 号） (69)水産資源保護法（平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号） (70)船員保険法（平成 <u>29</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>52</u> 号） (71)著作権法（平成 <u>30</u> 年 <u>7</u> 月改正 法律第 <u>70</u> 号） (72)電波法（平成 <u>30</u> 年 <u>12</u> 月改正 法律第 <u>102</u> 号） (73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号) (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成 <u>29</u> 年 3 月改正 法律第 <u>14</u> 号） (75)農薬取締法（平成 <u>30</u> 年 6 月改正 法律第 <u>53</u> 号）	(24)漁港漁場整備法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (25)下水道法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号） (26)航空法（平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号） (27)公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号） (28)軌道法（平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号） (29)森林法（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号） (30)環境基本法（平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号） (31)火薬類取締法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号） (32)大気汚染防止法（平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号） (33)騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号） (34)水質汚濁防止法（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号） (35)湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号） (36)振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号） (37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 27 年 7 月改正 法律第 58 号） (38)文化財保護法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (39)砂利採取法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号） (40)電気事業法（平成 28 年 6 月改正 法律第 59 号） (41)消防法（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号） (42)測量法（平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号） (43)建築基準法（平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号） (44)都市公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号) (46)土壌汚染対策法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号） (47)駐車場法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号） (48)海上交通安全法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号） (49)海上衝突予防法（平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号） (50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 73 号） (51)船員法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (52)船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (53)船舶安全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (54)自然環境保全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (55)自然公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号) (57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号) (58)河川法施行法 抄（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号） (59)技術士法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (60)漁業法（平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号） (61)空港法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号） (62)計量法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (63)厚生年金保険法（平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号） (64)航路標識法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号） (65)資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (66)最低賃金法（平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号） (67)職業安定法（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号） (68)所得税法（平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号） (69)水産資源保護法（平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号） (70)船員保険法（平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号） (71)著作権法（平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号） (72)電波法（平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号） (73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号) (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号） (75)農薬取締法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）	

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
(76) 毒物及び劇物取締法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号） (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月法律第 41 号） (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 26 年 6 月法律第 56 号） (79) 警備業法（平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号） (80) 個人情報の保護に関する法律(平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号) (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 30 年 5 月改正 法律第 32 号) (82) 車両制限令(平成 26 年 5 月改正 政令第 187 号) (83) 道路交通法施行令(平成 30 年 1 月改正 政令第 1 号) 2 受注者は、諸法令を順守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし、不適當であつたり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。 4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議により決定しなければならない。	(76) 毒物及び劇物取締法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号） (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 27 年 6 月法律第 50 号） (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 26 年 6 月法律第 56 号） (79) 警備業法（平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号） (80) 個人情報の保護に関する法律(平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号) (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (82) 車両制限令(平成 26 年 5 月改正 政令第 187 号) (83) 道路交通法施行令(平成 28 年 7 月改正 政令第 258 号) 2 受注者は、諸法令を順守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし、不適當であつたり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。	
1.1.7 書類の提出 1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。 2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。 (1) 請負代金額に係る書類 (2) 請負代金代理受領承諾書 (3) 遅延利息請求書 (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類 (5) その他現場説明の際に指定した書類 3 <u>前項によらず、設計図書において情報共有システムにより作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u>	1.1.7 書類の提出 1 受注者は、提出書類を「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。 2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。 (1) 請負代金額に係る書類 (2) 請負代金代理受領承諾書 (3) 遅延利息請求書 (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類 (5) その他現場説明の際に指定した書類	<u>追加</u>
		(略)
1.1.9 官公庁等への手続等 1 <u>受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</u> 2 <u>受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。</u> 3 <u>受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があつた場合は、写しを提出しなければならない。</u> 4 <u>受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</u> 5 <u>受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</u> 6 <u>受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</u> 7 <u>受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</u> 8 <u>受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等、明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</u>	1.1.9 関係官公署等への手続等 1 受注者は、工事期間中、関係官公署その他の関係機関及び地元住民と緊密な連絡及び十分な協調を保たなければならない。 2 受注者は、工事の施工にあたり、法令若しくは条例または設計図書の定めにより、受注者が行うべき施工上必要な関係官公署への届出等を行うときは、自らの責任と費用により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。 3 受注者は、前項に規定する届出等に際しては、事前にその内容を記載した文書により報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。 4 受注者は、常に届出または許可の条件を把握して工事を施工するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。 5 受注者は、地域住民から工事の施工に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民との間に紛争が生じないように努め、苦情があつた場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。 6 受注者は、国、都、県、区市町村その他の公共団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。	<u>変更</u>
		(略)
1.1.13 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。<u>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u>	1.1.13 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	<u>追加</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が、当社の競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	(2) 下請負者が、当社の競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	
1.1.14 施工体制台帳等 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。 2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。 (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項 (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名 (3) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期 3 第 1 項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 4 第 1 項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1 を標準とする。 監理（主任）技術者 氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 写真 2 cm×3 cm 程 度 会社 ◇◇建設株式会社 印 〔注 1〕用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 〔注 2〕所属会社の社印とする。 図-1.1 名札の標準図 5 第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。	1.1.14 施工体制台帳等 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。 2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。 (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項 (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名 (3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真 (4) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期 3 第 1 項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 4 第 1 項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1 を標準とする。 監理（主任）技術者 氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 写真 2 cm×3 cm 程 度 会社 ◇◇建設株式会社 印 〔注 1〕用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 〔注 2〕所属会社の社印とする。 図-1.1 名札の標準図 5 第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。	変更
1.1.15 監督職員の権限及びその行使	1.1.15 監督職員の権限及びその行使	
		(略)
2 主任監督員 (1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。 (2) 主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾または協議を行うことができる。 (3) 主任監督員は、契約図書において現場監督員の立会の上施工するものと指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時立会、または担当監督員に命じて立会わせることができる。 (4) 主任監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。 イ 契約書第 2 条の規定に基づく関連工事の調整 ロ 契約書第 7 条の規定に基づく受任者または下請負人の通知の請求 ハ 契約書第 9 条第 2 項に掲げる権限 ニ 契約書第 9 条第 4 項に掲げる行為 ホ 契約書第 9 条第 5 項に掲げる受領行為 ヘ 契約書第 11 条の規定に基づく履行報告の受理 ト 契約書第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に掲げる工事材料の検査等 チ 契約書第 14 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる立会 リ 契約書第 14 条第 4 項に掲げる請求 ヌ 契約書第 14 条第 6 項に掲げる行為	2 主任監督員 (1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。 (2) 主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾または協議を行うことができる。 (3) 主任監督員は、契約書類において現場監督員の立会の上施工するものと指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時立会、または担当監督員に命じて立会わせることができる。 (4) 主任監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。 イ 契約書第 2 条の規定に基づく関連工事の調整 ロ 契約書第 7 条の規定に基づく受任者または下請負人の通知の請求 ハ 契約書第 9 条第 2 項に掲げる権限 ニ 契約書第 9 条第 4 項に掲げる行為 ホ 契約書第 9 条第 5 項に掲げる受領行為 ヘ 契約書第 11 条の規定に基づく履行報告の受理 ト 契約書第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に掲げる工事材料の検査等 チ 契約書第 14 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる立会 リ 契約書第 14 条第 4 項に掲げる請求 ヌ 契約書第 14 条第 6 項に掲げる行為	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
ル 契約書第 15 条第 2 項に掲げる検査 ヲ 契約書第 18 条第 2 項に掲げる調査 ワ 契約書第 26 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限 カ 契約書第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく工事目的物の部分使用承諾請求 ヨ 契約書第 <u>37</u> 条に係わる出来形検査 タ 契約書第 47 条第 2 項及び第 3 項の 提示及び通知	ル 契約書第 15 条第 2 項に掲げる検査 ヲ 契約書第 18 条第 2 項に掲げる調査 ワ 契約書第 26 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限 カ 契約書第 33 条に係わる出来形検査 ヨ 契約書第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく工事目的物の部分使用承諾請求 タ 契約書第 47 条第 2 項及び第 3 項の 提示及び通知	
3 担当監督員 (1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員または主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。 (2) 担当監督員は、主任監督員の 指示 に基づき行う 契約図書 に定める検査及び 立会(確認) を含む)を行うことができる。 (3) 担当監督員は、主任監督員の 指示 に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な 指示 を行うことができる。 (4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の 指示 に基づき行うものとする。 イ 契約書第 9 条第 2 項第 3 号に掲げる権限 ロ 契約書第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に掲げる工事材料の検査等 ハ 契約書第 14 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる 立会 ニ 契約書第 14 条第 4 項に掲げる請求 ホ 契約書第 14 条第 6 項に掲げる行為 ヘ その他主任監督員が必要と認める事項	3 担当監督員 (1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員または主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。 (2) 担当監督員は、主任監督員の 指示 に基づき行う 契約書類 に定める検査及び 立会(確認) を含む)を行うことができる。 (3) 担当監督員は、主任監督員の 指示 に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な 指示 を行うことができる。 (4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の 指示 に基づき行うものとする。 イ 契約書第 9 条第 2 項第 3 号に掲げる権限 ロ 契約書第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に掲げる工事材料の検査等 ハ 契約書第 14 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる 立会 ニ 契約書第 14 条第 4 項に掲げる請求 ホ 契約書第 14 条第 6 項に掲げる行為 ヘ その他主任監督員が必要と認める事項	<u>変更</u>
		(略)
1.1.16 現場代理人及び主任技術者等 1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者(以下「主任技術者」という。)または専任の監理技術者(以下「監理技術者」という。)、専門技術者を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて 提出 しなければならない。 2 契約書第 10 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者または監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。 <u>3</u> 受注者は、入札前に技術資料を 提出 した工事にあっては、現場代理人、主任技術者または監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。 なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあっては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を 提出 し、総括監督員の 承諾 を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあっては、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更 承諾 申請書」を 提出 し、総括監督員の 承諾 を得なければならない。 ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2) 、(3) の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。 (1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合 <u>4</u> 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更したときは、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を 提出 しなければならない。 <u>5</u> 受注者は、第 1 項の主任技術者または監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第 26 条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者を選定しなければならない。 なお、監理技術者の選定において、建設業法第 26 条第 2 項の指定建設業は、土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業とする。 (1) 現場代理人 建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。 (2) 主任技術者 イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、土木施工管理(一	1.1.16 現場代理人及び主任技術者等 1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者(以下「主任技術者」という。)または専任の監理技術者(以下「監理技術者」という。)、専門技術者、 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者(以下「元方安全衛生管理者」という。) を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて 提出 しなければならない。 2 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、契約締結後 14 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」により提出しなければならない。 3 契約書第 10 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者または監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 の第 6 項に該当する場合は、この限りではない。 なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。 <u>4</u> 受注者は、入札前に技術資料を 提出 した工事にあっては、現場代理人、主任技術者または監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。 なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあっては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を 提出 し、総括監督員の 承諾 を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあっては、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更 承諾 申請書」を 提出 し、総括監督員の 承諾 を得なければならない。 ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2) 、(3) の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。 (1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合 <u>5</u> 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更したときは、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を 提出 しなければならない。 <u>6</u> 受注者は、第 1 項の主任技術者または監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第 26 条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者を選定しなければならない。 なお、監理技術者の選定において、建設業法第 26 条第 2 項の指定建設業は、土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業とする。	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
級・二級)または建設機械施工(一級・二級)に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、土木施工管理(一級)または建設機械施工(一級)に関する検定種目に合格した者 ロ 技術士[建設部門、農業部門(「農業土木」)、林業部門(「森林土木」若しくは「林業」)若しくは環境部門(「自然環境保全」)]の資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 ハ 技術士[総合技術監理部門(上記ロの部門に該当する選択科目)]の資格保有者。 (3) 監理技術者 建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者 (4) 専門技術者 建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者 <u>6</u> 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証を携帯しなければならない、監督職員から提示を求められた時は、これに従わなければならない。	(1) 現場代理人 建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。 (2) 主任技術者 イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、土木施工管理(一級・二級)または建設機械施工(一級・二級)に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、土木施工管理(一級)または建設機械施工(一級)に関する検定種目に合格した者 ロ 技術士[建設部門、農業部門(「農業土木」)、林業部門(「森林土木」若しくは「林業」)若しくは環境部門(「自然環境保全」)]の資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 ハ 技術士[総合技術監理部門(上記ロの部門に該当する選択科目)]の資格保有者。 (3) 監理技術者 建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者 (4) 専門技術者 建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者 7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証を携帯しなければならない、監督職員から提示を求められた時は、これに従わなければならない。 8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。 (1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者 (2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者) (3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者 (4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者	
		(略)
1.1.18 履行報告 受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき契約の履行を報告しなければならない。この場合、監督職員より特別の指示がない限り 1.4.2 の第 1 項、1.4.3 及び 1.4. <u>10</u> をもって履行報告に代えることができるものとする。	1.1.18 履行報告 受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき契約の履行を報告しなければならない。この場合、監督職員より特別の指示がない限り 1.4.2 の第 1 項、1.4.3 及び 1.4. 9 をもって履行報告に代えることができるものとする。	<u>変更</u>
1.1.19 工事着手 1 受注者は、設計図書に定めのある場合を除き契約締結後 30 日以内に着手しなければならない。 <u>2 工事着手とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、実施設計を含む工事における実施設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</u>	1.1.19 工事の着工 1 受注者は、設計図書に定めのある場合を除き契約締結後 30 日以内に着工しなければならない。なお、受注者は、工事の着工日前に着工届を提出しなければならない。 2 着工日とは、工事を開始する日であつて、受注者が工事のため現地において事務所の建設、測量または施工計画書の作成を開始する日をいう。ただし、実施設計を含む工事にあつては、その設計を開始する日をいう。	<u>変更</u>
		(略)
1.1.21 工事用地等の使用 1 受注者は、契約書第 16 条第 1 項に規定する工事用地等は無償で使用するができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。 2 受注者は、<u>提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</u> 3 受注者は、当社が権限を有する土地または物件を使用するときは、<u>施工計画書にその使用内容を記載し</u>	1.1.21 工事用地等の使用 1 受注者は、契約書第 16 条第 1 項に規定する工事用地等は無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。 2 受注者は、前項の工事用地等を専ら工事の施工の目的として使用しなければならない。 3 受注者は、当社が権限を有する土地または物件を使用するときは、<u>「仮設建物等設置承諾申請書」を提出</u>	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
<u>なければならない。</u>ただし、使用途中において、その使用方法の変更または一部返還を監督職員が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。 <u>4 受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。</u> <u>5 発注者は、第 1 項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</u>	し、承諾を得なければならない。ただし、使用途中において、その使用方法の変更または一部返還を監督職員が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。	
1.1.22 受注者が確保すべき用地等 1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。 2 受注者は、工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	1.1.22 受注者が確保すべき用地等 1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地をいう。 2 受注者は、工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	<u>変更</u>
		(略)
1.1.25 工事の中止 1 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止を命じることができる。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合。 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不可能と認めた場合。 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合。 (4) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。 (5) 受注者が契約図書または監督職員の指示に従わないとき。 2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。 3 工事の一時中止については、「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。	1.1.25 工事の中止 1 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止を命じることができる。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合。 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不可能と認めた場合。 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合。 (4) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。 (5) 受注者が契約書類または監督職員の指示に従わないとき。 2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。 3 工事の一時中止については、「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。	<u>変更</u>
		(略)
1.1.29 工事のしゅん功 1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第 31 条第 1 項の規定により、直ちに「しゅん功通知書」を提出しなければならない。 2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。 (1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。 (2) 契約書第 17 条第 1 項に基づく改造が完了していること。 (3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。 (4) 次に掲げる <u>しゅん功図書等の整備が設計図書により完了していること。</u> <u>①しゅん功図書</u> <u>・しゅん功図(出来形図、施工図含む)</u> <u>・地質・土質調査成果</u> <u>・i-Construction 関連成果</u> <u>・材料計算書</u> <u>・設計計算書</u>	1.1.29 工事のしゅん功 1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第 31 条第 1 項の規定により、直ちに「しゅん功通知書」を提出しなければならない。 2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。 (1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。 (2) 契約書第 17 条第 1 項に基づく改造が完了していること。 (3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。 (4) 次に掲げる 書類等の整理が完了し、しゅん功図書については電子納品等ガイドラインに基づき完了していること。 イ 契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し) ロ 金額を記載しない設計書(写し)及び図面 ハ 施工計画書、作業計画書及び実施工程表 ニ 工事打合せ簿 ホ 工事週報	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
・数量計算書 ・管理カード ・図面管理ファイル ②工事書類(工事帳票・工事写真) ・施工計画書(実施工程表含む)、作業計画書 ・工事打合せ簿 ・材料検査に関する書類 ・品質管理に関する書類(原寸・仮組立に係るものを含む) ・支給材料に関する書類 ・貸与品に関する書類 ・工事写真 ・その他、施工計画、施工体制、施工管理、安全管理等に係る書類 ③契約図書・契約関係図書(写し) ・契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し) ・金額を記載しない設計書(写し)及び図面 ・その他、契約関係に係る書類 ④その他 ・工事完了明細報告書 ・その他、検査に必要な書類、記録等 ここで、「材料検査に関する書類」とは第 2 章材料により提出を求めている書類であり、「品質管理に関する書類」とは、第 3 章以降で提出を求めている書類である。 3 契約書第 42 条第 3 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。 なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ契約書第 31 条第 2 項及び第 6 項に規定するものをいう。 遅延日数＝(しゅん功通知書受領日－契約工期末日) ＋(修補完了通知書受領日－不合格の通知日) 4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。 5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。	へ材料検査に関する書類 ト支給材料及び貸与品に関する書類 チ原寸及び仮組立に関する書類 リ出来形図表 ヌ現場検査カード ル工事写真 ヲ材料計算書 ワ設計計算書 カしゅん功図書 ヨ工事完了明細報告書 タ「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」(首都高速道路株式会社平成 22 年 7 月制定)に基づき作成した管理カード レその他検査に必要な書類、記録等 3 契約書第 42 条第 3 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。 なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ契約書第 31 条第 2 項及び第 6 項に規定するものをいう。 遅延日数＝(しゅん功通知書受領日－契約工期末日) ＋(修補完了通知書受領日－不合格の通知日) 4 工事完了明細報告書の作成 受注者は、工事が完成したときは当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル(受注者用)」に基づき自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。 工事完了明細報告書は「電子納品等運用ガイドライン」の対象外とする。	
		(略)
1.1.36 しゅん功図書 1 受注者は、工事が完成したときは、当社制定「電子納品等運用ガイドライン」に基づきしゅん功図書を作成し、納品しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるときまたは監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない。	1.1.36 しゅん功図書 1 受注者は、工事が完成したときは、当社制定「電子納品等運用ガイドライン」に基づきしゅん功図書を作成し、提出しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるときまたは監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない。	変更
		(略)
1.1.38 建設副産物 1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成 14 年 5 月 30 日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達 平成 3 年 10 月 25 日)、建設汚泥の再利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成 18 年 6 月 12 日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。 2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。 3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥ま	1.1.38 建設副産物 1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成 14 年 5 月 30 日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達 平成 3 年 10 月 25 日)、建設汚泥の再利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成 18 年 6 月 12 日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。 2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。 3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥ま	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容				
たは建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。<u>また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u> 7 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3 で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。 8 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第 10 条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法 12 条に基づき書面を作成し、1.4.3 で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。	たは建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する工事のうち、当該工事が一定規模以上の工事(表―1.1)の場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 表―1.1―定規模以上の工事 <table><tr><th>再生資源利用計画(実施書)の作成</th><th>再生資源利用促進計画(実施書)の作成</th></tr><tr><td>次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m³以上 2. 碎石……………500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物…200t 以上</td><td>次の副産物を搬出する工事 1. 土砂……………1,000m³以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材合計 200t 以上 建設汚泥 建設混合廃棄物</td></tr></table> 7 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3 で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。 8 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第 10 条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法 12 条に基づき書面を作成し、1.4.3 で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。	再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成	次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m³以上 2. 碎石……………500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物…200t 以上	次の副産物を搬出する工事 1. 土砂……………1,000m³以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材合計 200t 以上 建設汚泥 建設混合廃棄物	
再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成					
次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m³以上 2. 碎石……………500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物…200t 以上	次の副産物を搬出する工事 1. 土砂……………1,000m³以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材合計 200t 以上 建設汚泥 建設混合廃棄物					
		(略)				
1.1.41 工事関係者に対する措置請求 1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、<u>専任技術者</u>（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1.1.41 工事関係者に対する措置請求 1 発注者または監督職員は、現場代理人(統括安全衛生責任者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者または統括安全衛生責任者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）、総括安全衛生監理者、元方安全衛生管理者、元方安全衛生管理代理者が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	<u>変更</u>				
		(略)				
第 2 節 照査	第 2 節 照査					
1.2.1 計算書等の照査 1 受注者は、工事の施工前に、線形座標計算書、工事目的物の応力計算書、材料計算書及び図面（以下「計算書等」という。）について、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行わなければならない。ただし、実施設計付き工事における実施設計の照査は、調査・設計共通仕様書 8.3.5(照査)によるものとする。 2 前項の計算書等の照査の範囲は、次に掲げるものとする。 (1) 線形座標計算書 イ 手計算による場合 計算過程の照査 ロ 電算による場合	1.2.1 計算書等の照査 1 受注者は、工事の善工前に、線形座標計算書、工事目的物の応力計算書、材料計算書及び図面（以下「計算書等」という。）について、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行わなければならない。ただし、実施設計付き工事における実施設計の照査は、調査・設計共通仕様書 8.3.5(照査)によるものとする。 2 前項の計算書等の照査の範囲は、次に掲げるものとする。 (1) 線形座標計算書 イ 手計算による場合 計算過程の照査 ロ 電算による場合	<u>変更</u>				

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
インプットデータの照査 アウトプットデータの照査 (2) 工事目的物の応力計算書 イ 設計条件の照査 (許容応力度、許容支持力、単位重量等) ロ 手計算による場合 計算過程の照査 (設計条件、計算手法及び計算結果) ハ 電算による場合 インプットデータの照査 (荷重、形状寸法、断面定数等の照合) アウトプットデータの照査 (発生応力度と許容応力度との照合) (3) 材料計算書 イ 数値と図面との照合 ロ 計算書の照査 ハ 金額を記載しない設計書との照合 (4) 図面 イ 図面と工事目的物の応力計算書との照合 ロ 材料表の照査 3 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図(もしくは電子データ)を貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。	インプットデータの照査 アウトプットデータの照査 (2) 工事目的物の応力計算書 イ 設計条件の照査 (許容応力度、許容支持力、単位重量等) ロ 手計算による場合 計算過程の照査 (設計条件、計算手法及び計算結果) ハ 電算による場合 インプットデータの照査 (荷重、形状寸法、断面定数等の照合) アウトプットデータの照査 (発生応力度と許容応力度との照合) (3) 材料計算書 イ 数値と図面との照合 ロ 計算書の照査 ハ 金額を記載しない設計書との照合 (4) 図面 イ 図面と工事目的物の応力計算書との照合 ロ 材料表の照査 3 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図(もしくは電子データ)を貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。	
		(略)
第 4 節 施工管理	第 4 節 施工管理	
1.4.1 一般 1 受注者は、工事目的物が契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。 2 受注者は、<u>施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。</u><u>ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</u>	1.4.1 一般 受注者は、工事目的物が契約書類に適合するよう工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。	変更
		(略)
1.4.3 施工計画書 1 受注者は、工事着手前に<u>工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての</u>施工計画書を監督職員に提出し、<u>施工計画書を遵守し工事の施工にあたら</u>なければならない。<u>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。</u>また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 (1) 工事概要 (2) 実施工程表(事前に 1.4.2 により、監督職員の承諾を得ること。) (3) 現場組織表 (4) 主要機械 (5) 主要資材 (6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、保安設備、<u>工事用地等を含む</u>) (7) 施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理) (8) 安全管理 (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) その他(例:総合評価施工計画、ETC 業務用カードの管理等) 2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出	1.4.3 施工計画書 1 受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 (1) 工事概要 (2) 実施工程表(事前に 1.4.2 により、監督職員の承諾を得ること。) (3) 現場組織 (4) 緊急時の体制 (5) 仮設備計画 (6) 保安設備 (7) 使用材料(品名、規格、製造業者名、適合規格を記載する。) 適合規格については、設計図書、主本材料共通仕様書または JIS 規格番号を明記する。 (8) 主要機械 (9) 施工計画 (10) 土砂等搬送計画 (11) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画 (12) 環境対策 (13) 安全衛生管理 (14) 防災対策計画 (15) 社内検査体制(工種ごとの検査責任者及び検査項目も記載する。) (16) 品質出来形管理体制	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。 3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。	(17)再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画(1. 1. 39 第 3 項で規定する工事に該当する場合) (18)建設廃棄物処理計画 (19)その他必要と認められる事項(ETC 業務用カードの管理等) 2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。 3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。	
		(略)
1.4.6 作業計画書 1 受注者は、設計図書に定められているとき、または監督職員からの指示があった場合には、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。 <u>(1)現場組織表(当該作業に関する施工体制)</u> <u>(2)当該工種の施工工程</u> (3) <u>当該工種の</u>施工方法(施工順序及び施工範囲含む) <u>(4)使用資材</u> <u>(5)使用機械</u> <u>(6)施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理・社内検査体制)</u> (7)その他各節に特に定める事項等 2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、「変更作業計画書」を提出しなければならない。 3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。 4 <u>受注者は、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合には、作業計画書に記載すべき内容を施工計画書もしくは変更施工計画書に記載することで作業計画書の提出を省略することができる。</u> 5 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。	1.4.6 作業計画書 1 受注者は、設計図書に定められているとき、または監督職員からの指示があった場合には、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。 (1)施工体制 (2)作業工程 (3)施工方法(施工順序及び施工範囲含む) (4)使用材料 (5)機械器具類 (6)品質及び施工管理計画(社内検査体制含む) (7)その他各節に特に定める事項等 2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、「変更作業計画書」を提出しなければならない。 3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。 4 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。	<u>変更</u>
		(略)
1.4.11 工事週報等 1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、<u>工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。</u>ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。 2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。<u>この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に報告すること。ただし、主任監督員から提出の指示があった場合にはこの限りではない。</u> 3 受注者は、第 1 項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第 1 項の提出方法に準ずるものとする。 4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月 5 日までに、これを提出しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を 1.4.3 第 2 項の規定により行わなければならない。	1.4.11 工事週報等 1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。 2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、監督職員の承諾を受けたうえで「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。 3 受注者は、第 1 項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第 1 項の提出方法に準ずるものとする。 4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月 5 日までに、これを提出しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を 1.4.3 第 2 項の規定により行わなければならない。 5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	<u>変更</u>
		(略)

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
1.4.13 環境保全 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日)、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9 の規定に従い対応しなければならない。 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提示しなければならない。 4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。 5 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号レ)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第 1 編 (平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号レ)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号レ)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号レ)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。レ)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号レ)16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号レ)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号レ)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。レ)を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付フ)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。レ)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。 (1)東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号) (2)神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号) (3)埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 (平成 13 年 7 月 17 日条例第 57 号) (4)千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 (平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号) 9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日	1.4.14 環境保全 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日)、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9 の規定に従い対応しなければならない。 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提示しなければならない。 4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。 5 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号フ)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第 1 編 (平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号フ)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号フ)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号フ)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。フ)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号フ)16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号フ)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号フ)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。フ)を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付フ)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。フ)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。 (1)東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号) (2)神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号) (3)埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 (平成 13 年 7 月 17 日条例第 57 号) (4)千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 (平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号) 9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
改正<u>レ</u>によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正<u>レ</u>）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 10 受注者は、資材（材料及び機材を含む<u>レ</u>）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（<u>以下</u>「グリーン購入法」という。<u>レ</u>）第 2 条に規定する環境物品等をいう。<u>レ</u>）の使用を積極的に推進するものとする。 (1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。 (2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	改正<u>ハ</u>によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正<u>ハ</u>）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 10 受注者は、資材（材料及び機材を含む<u>ハ</u>）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。<u>ハ</u>）第 2 条に規定する環境物品等をいう。<u>ハ</u>）の使用を積極的に推進するものとする。 (1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。 (2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	
1. 4. 14 作業用機械の選定等 1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、<u>1. 4. 14 に示される機械を選定、使用等しなければならない。</u> 2 受注者は、作業用機械の操作、組立または解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。	1. 4. 13 作業用機械の選定等 1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。 2 受注者は、「騒音規制法」第 14 条及び「振動規制法」第 14 条に基づき、市町村に届出を行ったときは、速やかに報告しなければならない。 3 受注者は、作業用機械の操作、組立または解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。	<u>変更</u>
		(略)
1. 4. 16 支給材料及び貸与品 支給材料及び貸与品については、契約書第 15 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。 (1)受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 (2)受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、<u>引き渡しの日から 7 日以内</u>に「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。 (3)契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。 (4)受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななければならない。 (5)受注者は、しゅん功時（しゅん功前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、<u>「支給材料・貸与材料返還通知書」を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</u> (6)受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、<u>「支給材料・貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。</u> なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 (7)受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。 (8)受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接または切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接・切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。 (9)受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。 (10)支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。 (11)受注者は、支給材料または貸与品について、当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかななければならない。 (12)受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。	1. 4. 16 支給材料及び貸与品 支給材料及び貸与品については、契約書第 15 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。 (1) 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。 (2) 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、<u>速やか</u>に給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。 (3) 受注者は、支給材料または貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料または貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料または貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、支給材料または貸与品について、当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかななければならない。 (5) 受注者は、支給材料または貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。 (6) 受注者は、毎月 5 日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。 (7) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接または切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願または貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。 (8) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。 (9) 受注者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料または貸与品の返還」については、「返還材料調書」または「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。	<u>変更</u>
1. 4. 17 工事現場発生品 1 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 2 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したもの	1. 4. 17 現場発生品 1 受注者は、工事の施工に伴い、設計図書に定めのない現場発生品を発見したときは、直ちに報告し、監督職員の指示を受けるとともに、当該発生品の品名、規格及び数量について監督職員の確認を受けた後、「発生品報告書」を提出しなければならない。 2 受注者は、工事の施工によって生じた現場発生品については、前項に規定する「発生品報告書」を作成	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
<u>については、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</u>	し、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。	
第 5 節 安全衛生管理	第 5 節 安全衛生管理	
		(略)
1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者 1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。<u>なお、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者について、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、および、平成 5 年 3 月 31 日付基発第 209 号の 2「中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について」労働省労働基準局長に定める要件に当てはまらない場合には統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者の配置を必ずしも求めない。</u> 2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、「総括安全衛生監理者等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。 3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「総括安全衛生管理者等選定通知書」により提出しなければならない。 4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 の第 11 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。 5 受注者は、第 1 項及び第 3 項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。 6 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 3 項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。 (1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者 (2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者) (3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者 (4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者 7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。 (1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。 (2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。 (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 (5) 毎月 1 回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。 (6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。 (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。 (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。 8 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。 (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置すること。 (2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。 9 元方安全衛生管理者は、現場に専属の者とし、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定さ	1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者 1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐させなければならない。 2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。 (1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。 (2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。 (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 (5) 毎月 1 回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。 (6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。 (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。 (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。 3 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。 (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめたうえで報告すること。 (2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。 4 元方安全衛生管理者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。 なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できないものとする。 (1)工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。 (2)安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。<u>なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</u> 5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。 なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあつては、他の技術者と兼務できないものとする。 6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。 7 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
れている業務のほか、工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、<u>労働安全衛生法第 29 条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない</u>。 10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、<u>この場合、代理を務める期間にあつては現場に専属の者でなければならない</u>。 11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。 12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。		
		(略)
1.5.10 交通安全管理 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。 3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第 4 号、平成 26 年 5 月 26 日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第 65 号、平成 18 年 4 月 1 日)に基づき、安全対策を講じなければならない。 4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、監督職員が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。 6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。 7 受注者は、特記仕様書の他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。 8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。 9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。 10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の指示に従わなければならない。 11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明示されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。 12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。 13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェッ	1.5.10 交通安全管理 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。 3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第 4 号、平成 26 年 5 月 26 日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第 65 号、平成 18 年 4 月 1 日)に基づき、安全対策を講じなければならない。 4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、監督職員が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。 6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。 7 受注者は、特記仕様書の他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。 8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。 9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。 10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の指示に従わなければならない。 11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明示されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。 12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。 13 受注者はチェックシートにより、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
クするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、 <u>確認の記録を整備し</u> なければならない。なお、監督職員から 指示 があった場合は、速やかに 提示 すること。	気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員から チェックシート の 提出指示 があった場合は、速やかに 提出 すること。	
1.5.11 安全・訓練等の実施 1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成 4 年 3 月 19 日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成 4 年 4 月 14 日)に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 土木工事安全管理指針等の周知徹底 (4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の 確認 (5) 当該工事における災害対策訓練 (6) 当該工事現場で予想される事故対策 (7) その他、安全・訓練等として必要な事項 2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を施工計画書に記載しなければならない。 3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等または工事週報等に記録し、 <u>監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</u>	1.5.11 安全・訓練等の実施 1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成 4 年 3 月 19 日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成 4 年 4 月 14 日)に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 土木工事安全管理指針等の周知徹底 (4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の 確認 (5) 当該工事における災害対策訓練 (6) 当該工事現場で予想される事故対策 (7) その他、安全・訓練等として必要な事項 2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を施工計画書に記載しなければならない。 3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等または工事週報等に記録し、 報告しなければならない。	<u>変更</u>
		(略)
第 6 節 監督職員が行う検査	第 6 節 監督職員が行う検査	
1.6.1 一般 <u>1</u> 監督職員は、 設計図書 に定められた出来形及び品質を確保するため、書類または 立会 により、出来形、品質、数量等を 確認 する検査を行うものとする。この場合において、受注者が 1.4. <u>10</u> により 提示 した現場社内検査の結果を参考とする。 <u>2 受注者は、監督職員が行う検査について、あらかじめその頻度を計画できる場合には監督職員と協議の上、施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常的にとなった場合や、品質及び出来形に均一性が確認できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。</u>	1.6.1 一般 監督職員は、 設計図書 に定められた出来形及び品質を確保するため、書類または 立会 により、出来形、品質、数量等を 確認 する検査を行うものとする。この場合において、受注者が 1.4. 8 により 提示 した現場社内検査の結果を参考とする。	<u>追加</u>
1.6.2 検査 1 受注者は、 設計図書 の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう 指示 した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工 立会 予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに 提出 しなければならない。 2 監督職員は、工事期間中、工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。 3 前項の場合において、総括監督員が必要と認めたときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部または一部の工程について 立会 または検査を行うことができる。 4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の 確認 のために資料の 提出 を求めた場合は、これに従わなければならない。 5 受注者は、第 1 項から第 3 項までの検査には、1.4.8 第 3 項に規定する現場社内検査責任者 <u>もしくは</u> 1.1.17 に規定する専任技術者を臨場させなければならない。 6 受注者は、自ら補修または改作を行うときは、監督職員の 承諾 を得なければならない。	1.6.2 検査 1 受注者は、 設計図書 の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう 指示 した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工 立会 予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに 提出 しなければならない。 2 監督職員は、工事期間中、工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。 3 前項の場合において、総括監督員が必要と認めたときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部または一部の工程について 立会 または検査を行うことができる。 4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の 確認 のために資料の 提出 を求めた場合は、これに従わなければならない。 5 受注者は、第 1 項から第 3 項までの検査には、1.4.8 第 3 項に規定する現場社内検査責任者 及び 1.1.17 に規定する専任技術者を臨場させなければならない。 6 受注者は、自ら補修または改作を行うときは、監督職員の 承諾 を得なければならない。	<u>変更</u>
		(略)
第 7 節 検査員等が行う検査	第 7 節 検査員等が行う検査	
		(略)
1.7.2 しゅん功検査 1 検査責任者は、契約書第 31 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に 通知 するものとする。	1.7.2 しゅん功検査 1 検査責任者は、契約書第 31 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に 通知 するものとする。	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ現場監督員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。 3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。 4 しゅん功検査の内容 検査員等は、工事目的物の対象として、次に各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形検査 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。 (2) 工事管理状況の検査 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 5 立会人 (1) 検査員等は、検査にあたり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。 (2) 検査員等は、検査にあたり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。 6 修補 (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。 (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において、口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。 (4) 受注者は、第 1 号により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。 (5) 受注者は、第 2 号により、検査員等から「修補指示書」により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了届を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。 (6) 受注者が、第 5 号の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、契約書第 42 条第 2 項を適用し、工期の翌日もしくは当該「修補指示書」による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。	2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、現場検査カードを提出しなければならない。 3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ現場監督員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。 4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。 5 しゅん功検査の内容 検査員等は、工事目的物の対象として、次に各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形検査 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。 (2) 工事管理状況の検査 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 6 立会人 (1) 検査員等は、検査にあたり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。 (2) 検査員等は、検査にあたり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。 7 修補 (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。 (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において、口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。 (4) 受注者は、第 1 号により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。 (5) 受注者は、第 2 号により、検査員等から「修補指示書」により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了届を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。 (6) 受注者が、第 5 号の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、契約書第 42 条第 2 項を適用し、工期の翌日もしくは当該「修補指示書」による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。	
		(略)

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)		旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)		改訂内容												
第 2 章 材料		第 2 章 材料														
				(略)												
第 2 節 工事材料の品質及び検査		第 2 節 工事材料の品質及び検査														
2.2.1 工事材料の品質 1 契約書第 13 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、土木材料共通仕様書又は JIS 規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。 2 受注者は、工事材料の品質及び規格等については、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、土木材料共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。 3 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において、<u>工事材料検査報告書に添付して整備・保管</u>し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示し、<u>検査員の行う</u>検査時に提出しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 4 受注者は、設計図書又は土木材料共通仕様書において試験を行うこととしている工事材料について土木材料共通仕様書又は JIS で指示する方法により、試験を行わなければならない。		2.2.1 工事材料の品質 1 契約書第 13 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、土木材料共通仕様書又は JIS 規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。 2 受注者は、工事材料の品質及び規格等については、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、土木材料共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。 3 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備・保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示し、検査時に提出しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 4 受注者は、設計図書又は土木材料共通仕様書において試験を行うこととしている工事材料について土木材料共通仕様書又は JIS で指示する方法により、試験を行わなければならない。		変更												
2.2.2 工事材料の検査 1 受注者又は現場代理人は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、<u>監督職員の検査に先立ち、検査事項を記載した工事材料検査報告書、及び、</u>その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を<u>監督職員の</u>検査時に提示し、検査終了後は整備・保管のうえ、検査員の行う検査時に提出しなければならない。 2 <u>監督職員の検査を受ける場合</u>には、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するものとする。電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。<u>ただし、検査を表-2.1 に定める場所以外で行う場合には、事前に「材料検査請求書」により総括監督員に検査を請求しなければならない。</u> 表-2.1 材料検査請求書の提出を要しない範囲 <table><tr><th>都県</th><th>市区町村</th></tr><tr><td>東京都</td><td>特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、愛川町、清川村</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、長柄町、茂原市、大網白里市</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、白岡市、杉戸町、松伏町、ふじみ野市、東松山市</td></tr><tr><td>茨城県</td><td>龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、河内町、五霞町、境町、利根町、古河市</td></tr></table> 3 材料検査は、品質及び数量について土木材料共通仕様書第 9 章及び JIS の規定に準じて行わなければならない。 4 品質検査 (1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査、並びに、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときには成分、品質、性能等を確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。 (2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付し、整備・保管しなければならない。こ		都県	市区町村	東京都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町	神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、愛川町、清川村	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、長柄町、茂原市、大網白里市	埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、白岡市、杉戸町、松伏町、ふじみ野市、東松山市	茨城県	龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、河内町、五霞町、境町、利根町、古河市	2.2.2 工事材料の検査 1 受注者又は現場代理人は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、<u>使用前</u>にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するものとする。電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。 2 材料検査は、品質及び数量について土木材料共通仕様書第 9 章及び JIS の規定に準じて行わなければならない。 3 品質検査 (1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査、並びに、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときには成分、品質、性能等を確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。 (2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の承諾を得たものについては、この限りでない。 (3) 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。 (4) 監督職員が指示した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。 4 数量検査 (1) 数量検査の方法は、土木材料共通仕様書に規定によるものとする。 (2) 受注者は、設計図書又は土木材料共通仕様書に規定する数量検量方法について、検量により行われる材料の場合は工事材料検査により、出来形により行われる材料の場合は工事施工立会検査により受検しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、2.2.2 第 1 項に規定する手続きにより提出するものとする。 5 監督職員の立会 受注者は、材料試験を行う場合において、設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならない。 6 品質の保証 受注者は、2.2.2 の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。 7 材料の保管 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り		変更
都県	市区町村															
東京都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町															
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、愛川町、清川村															
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、長柄町、茂原市、大網白里市															
埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、白岡市、杉戸町、松伏町、ふじみ野市、東松山市															
茨城県	龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、河内町、五霞町、境町、利根町、古河市															

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
の場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の承諾を得たものについては、この限りでない。 (3) 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。 (4) 監督職員が指示した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。 5 数量検査 (1) 数量検査の方法は、土木材料共通仕様書に規定によるものとする。 (2) 受注者は、設計図書又は土木材料共通仕様書に規定する数量検量方法について、検量により行われる材料の場合は工事材料検査により、出来形により行われる材料の場合は工事施工立会検査により受検しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、2.2.2 第 1 項に規定する手続きにより提出するものとする。 6 <u>試験への</u>監督職員の立会 受注者は、材料試験を行う場合において、設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならない。 7 品質の保証 受注者は、2.2.2 の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。 8 材料の保管 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。 9 再検査 受注者は、2.2.2 の材料検査に不合格となったとき又は前条第 1 項の規定により材料を取り替えるときは、2.2.2 を準用して再検査を受けなければならない。 10 材料の採取地 受注者は、設計図書の定め又は監督職員の指示があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を報告しなければならない。	替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。 8 再検査 受注者は、2.2.2 の材料検査に不合格となったとき又は前条第 1 項の規定により材料を取り替えるときは、2.2.2 を準用して再検査を受けなければならない。 9 材料の採取地 受注者は、設計図書の定め又は監督職員の指示があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を報告しなければならない。 10 受注者は、工事材料検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提出しなければならない。	

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
10 章 鉄筋工」並びに日本道路協会「道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋・コンクリート部材編 17.10 鉄筋の加工及び配筋」によらなければならない。	筋工」並びに日本道路協会「道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋・コンクリート部材編 17.10 鉄筋の加工及び配筋」によらなければならない。	
		(略)
第 7 節 場所打ちコンクリート工	第 7 節 場所打ちコンクリート工	
7.7.2 工場の選定 1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第 3、4 項の規定によるものとする。 2 受注者は、JIS マーク表示認定工場で製造され JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、コンクリート工事の専任技術者を 試し練り に臨場させるとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 3 受注者は、JIS マーク表示認定工場が 7.7.3 第 3 項(4)に示す時間内に打設できる範囲にない場合は、使用する工場について 設計図書 に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を受けなければならない。なお、当該工場は、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 4 受注者は、JIS マーク表示認可工場でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及び JIS マーク表示認定工場であっても JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、配合及び材料の計量について設計図書及び土木学会「コンクリート標準示方書[施工編:検査標準]5 章 レディーミクストコンクリートの検査」の規定によるとともに、コンクリート工事の専任技術者を 試し練り に臨場させ、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の 確認 を受けなければならない。 5 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、コンクリート工事の専任技術者がその試験に臨場しなければならない。また現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。	7.7.2 工場の選定 1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第 3、4 項の規定によるものとする。 2 受注者は、JIS マーク表示認定工場で製造され JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、コンクリート工事の専任技術者を 配合試験 に臨場させるとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 3 受注者は、JIS マーク表示認定工場が 7.7.3 第 3 項(4)に示す時間内に打設できる範囲にない場合は、使用する工場について 設計図書 に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を受けなければならない。なお、当該工場は、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 4 受注者は、JIS マーク表示認可工場でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及び JIS マーク表示認定工場であっても JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、配合及び材料の計量について設計図書及び土木学会「コンクリート標準示方書 (施工編:検査標準) (平成 20 年 3 月) 5 章 レディーミクストコンクリートの 受入れ 検査」の規定によるとともに、コンクリート工事の専任技術者を 配合試験 に臨場させ、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の 確認 を受けなければならない。 5 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、コンクリート工事の専任技術者がその試験に臨場しなければならない。また現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。	変更
		(略)
第 10 節 品質管理	第 10 節 品質管理	
		(略)
7.10.2 コンクリートの品質管理 1 受注者は、コンクリートの品質管理のため、土木材料共通仕様書第 9 章に定める試験を行い、コンクリート打設日報、打設管理表及びレディーミクストコンクリート品質検査成績表等を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 ただし、設計基準強度が 18N/mm ² 以下(鋼橋脚の中詰めとして使用するものを除く)、又は設計数量が 10m ³ 以下の場合は、工事着手前に監督職員の 承諾 を得てこれを省略することができる。 2 受注者は、スランプ試験については、次によらなければならない。 (1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1101(コンクリートのスランプ試験方法)によること。 (2) 試験は、毎日最初の運搬車から 5 台目まで各運搬車ごとに 1 回、その後は 50m ³ ごとに 1 回及びコンクリートの性状が変わったと思われる場合はその都度それぞれ行うこと。 (3) 床版コンクリートについては、各運搬車ごとに 1 回行うこと。この場合において、結果が良好な場合は、その後のスランプ試験の頻度を前 (2) まで軽減することができる。 (4) 試料採取は、JIS A 1115(フレッシュコンクリートの試料採取方法)によるものとする。ただし、ポンプ打設の場合は、配管筒先から採取すること。 (5) 許容誤差は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)によること。 3 受注者は、空気量試験については、次によらなければならない。	7.10.2 コンクリートの品質管理 1 受注者は、コンクリートの品質管理のため、土木材料共通仕様書第 9 章に定める試験を行い、コンクリート打設日報、打設管理表及びレディーミクストコンクリート品質検査成績表等を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 ただし、設計基準強度が 18N/mm ² 以下(鋼橋脚の中詰めとして使用するものを除く)、又は設計数量が 10m ³ 以下の場合は、工事着手前に監督職員の 承諾 を得てこれを省略することができる。 2 受注者は、スランプ試験については、次によらなければならない。 (1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1101(コンクリートのスランプ試験方法)によること。 (2) 試験は、毎日最初の運搬車から 5 台目まで各運搬車ごとに 1 回、その後は 50m ³ ごとに 1 回及びコンクリートの性状が変わったと思われる場合はその都度それぞれ行うこと。 (3) 床版コンクリートについては、各運搬車ごとに 1 回行うこと。この場合において、結果が良好な場合は、その後のスランプ試験の頻度を前 (1) まで軽減することができる。 (4) 試料採取は、JIS A 1115(フレッシュコンクリートの試料採取方法)によるものとする。ただし、ポンプ打設の場合は、配管筒先から採取すること。 (5) 許容誤差は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)によること。 3 受注者は、空気量試験については、次によらなければならない。	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
(1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1116(フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法)、1118(フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法)、1128(フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法)によること。 (2) 試験は、圧縮強度試験の供試体を採用する場合に行うこと。 (3) 空気量の許容差は、JIS A 5308 によること。 4 受注者は、塩化物含有量試験については、JIS A 5308 によらなければならない。 5 受注者は、アルカリ量試験については、JIS A 5308 によらなければならない。 6 受注者は、コンクリートの圧縮強度試験については、次によらなければならない。 (1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)、1115、1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)によること。 (2) 供試体の採取回数は、材令 7 日用のものにあつては(イ)及び(ロ)により、材令 28 日用のものにあつては(ロ)～(ニ)によるものとする。ただし、監督職員が指示する場合は、指示する回数とする。なお、供試体は、1 回につき 3 個作成すること。 イ 1 日につき最低 1 回 ロ 150m³ ごと及びその端数について 1 回 ハ 同一構造物の同一コンクリートにつき最低 3 回 ニ 床版工事にあつては 1 径間につき最低 1 回 (3) 供試体の大きさは、φ100×200 mmとする。 (4) 供試体の作成に当たっては、コンクリートの専任技術者を臨場させること。 (5) 供試体の作成に当たっては、作成前に監督職員が交付するコンクリート供試体検印用紙にマジックインキ等を用いて所定の事項を記入し、供試体型枠底面、又は側面の確認できる位置にその用紙を置くこと。<u>なお、コンクリート供試体検印用紙に代わる供試体のすり替え等防止措置を行う場合には、主任監督員の承諾を得た上で、コンクリート供試体検印用紙の使用を省略することができる。</u> (6) 試験には受注者が臨場すること。この場合において、監督職員が指示した場合は、監督職員の立会を受けること。なお、試験を公的機関で行う場合には主任監督員の承諾を得た上で受注者の臨場を省略することができる。 (7) 材令 7 日の圧縮強度試験の結果と試し練り試験の当該試験結果とを比べ疑義があると認められる場合は、監督職員に報告し、その指示を受けること。 (8) 圧縮強度は次によること。 イ 1 回の試験結果は、設計図書に示す設計基準強度の 85%以上であること。 ロ 3 回の試験結果の平均値は、設計図書に示す設計基準強度以上であること。 7 受注者は、コンクリート品質管理のための試験については、監督職員の承諾を得た場合は、生産者に代行させることができる。この場合においては、コンクリート専任技術者は、塩化物含有量試験及びアルカリ量試験に必ず臨場し、その結果を確認し、レディーミクストコンクリート管理試験成績表を提出しなければならない。 8 受注者は、コンクリートの品質管理について定めのない事項は、土木学会「コンクリート標準示方書[施工編：本編]4 章 品質管理」「コンクリート標準示方書[施工編：施工標準]15 章 品質管理」及び「土木材料共通仕様書第 9 章」によらなければならない。	(1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1116(フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法)、1118(フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法)、1128(フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法)によること。 (2) 試験は、圧縮強度試験の供試体を採用する場合に行うこと。 (3) 空気量の許容差は、JIS A 5308 によること。 4 受注者は、塩化物含有量試験については、JIS A 5308 によらなければならない。 5 受注者は、アルカリ量試験については、JIS A 5308 によらなければならない。 6 受注者は、コンクリートの圧縮強度試験については、次によらなければならない。 (1) 試験について定めのない事項は、JIS A 1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)、1115、1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)によること。 (2) 供試体の採取回数は、材令 7 日用のものにあつては(イ)及び(ロ)により、材令 28 日用のものにあつては(ロ)～(ニ)によるものとする。ただし、監督職員が指示する場合は、指示する回数とする。なお、供試体は、1 回につき 3 個作成すること。 イ 1 日につき最低 1 回 ロ 150m³ ごと及びその端数について 1 回 ハ 同一構造物の同一コンクリートにつき最低 3 回 ニ 床版工事にあつては 1 径間につき最低 1 回 (3) 供試体の大きさは、φ100×200 mmとする。 (4) 供試体の作成に当たっては、コンクリートの専任技術者を臨場させること。 (5) 供試体の作成に当たっては、作成前に監督職員が交付するコンクリート供試体検印用紙にマジックインキ等を用いて所定の事項を記入し、供試体型枠底面、又は側面の確認できる位置にその用紙を置くこと。 (6) 試験には受注者が臨場すること。この場合において、監督職員が指示した場合は、監督職員の立会を受けること。なお、試験を公的機関で行う場合には主任監督員の承諾を得た上で受注者の臨場を省略することができる。 (7) 材令 7 日の圧縮強度試験の結果と試し練り試験の当該試験結果とを比べ疑義があると認められる場合は、監督職員に報告し、その指示を受けること。 (8) 圧縮強度は次によること。 イ 1 回の試験結果は、設計図書に示す設計基準強度の 85%以上であること。 ロ 3 回の試験結果の平均値は、設計図書に示す設計基準強度以上であること。 7 受注者は、コンクリート品質管理のための試験については、監督職員の承諾を得た場合は、生産者に代行させることができる。この場合においては、コンクリート専任技術者は、塩化物含有量試験及びアルカリ量試験に必ず臨場し、その結果を確認し、レディーミクストコンクリート管理試験成績表を提出しなければならない。 8 受注者は、コンクリートの品質管理について定めのない事項は、土木学会「コンクリート標準示方書(施工編：本編)4 章 品質管理」「コンクリート標準示方書(施工編：施工標準)15 章 品質管理」及び「土木材料共通仕様書第 9 章」によらなければならない。	
		(略)

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 8 章 鋼構造物工	第 8 章 鋼構造物工	
第 1 節 一般事項	第 1 節 一般事項	
8.1.1 適用範囲 1 本章は、鋼材で製作された構造物の築造に伴う工場製作工、輸送工及び架設工に関する作業に適用する。 2 設計図書において特に定めのない事項については、次による他、最新の基準類や報文等の知見を考慮する。 首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成 27 年 6 月) 首都高速道路株式会社 橋梁構造物標準図集(鋼構造物編) (平成 19 年 7 月) 首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成 29 年 8 月) 首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領(伸縮装置編) (平成 21 年 12 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(改訂版) (平成 27 年 4 月) 日本道路協会 道路橋支承便覧(改訂版) (平成 <u>30</u>年 <u>12</u>月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成 14 年 3 月)	8.1.1 適用範囲 1 本章は、鋼材で製作された構造物の築造に伴う工場製作工、輸送工及び架設工に関する作業に適用する。 2 設計図書において特に定めのない事項については、次による他、最新の基準類や報文等の知見を考慮する。 首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成 27 年 6 月) 首都高速道路株式会社 橋梁構造物標準図集(鋼構造物編) (平成 19 年 7 月) 首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成 29 年 8 月) 首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領(伸縮装置編) (平成 21 年 12 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(改訂版) (平成 27 年 4 月) 日本道路協会 道路橋支承便覧(改訂版) (平成 16年 4月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成 14 年 3 月)	変更
		(略)
第 3 節 工場製作工	第 3 節 工場製作工	
8.3.1 一般 1 受注者は、工場製作に先立って、工事概要、工場組織(鋼材管理責任者等を含む)、主要機械、使用材料、工作の方法、組立順序及び方法、溶接作業の方法、実製作の環境を反映した溶接施工試験、工場塗装の仕様及び方法、検査の項目と方法並びに輸送計画に関する事項を記載した製作要領書を監督職員に提出し、確認を求めなければならない。ただし、監督職員が指示した場合には、溶接施工試験を省略することができる。 2 受注者は、設計において前提とした良好な溶接品質を確保できるよう製作手順および溶接作業の方法の検討を行い、製作要領書を作成しなければならない。 また、疲労破壊が支配的となる溶接部については、製作要領書の通りに製作されたことの記録を残さなければならない。この記録方法および記録時期についても製作要領書に記述するものとする。 3 受注者は、工場製作期間中は工場における、主任技術者又は監理技術者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者並びに 1. 1. 17 で規定している専任技術者について定めなければならない。この場合において、同第 3 項の資格を有する者とは、高速道路の鋼橋に関しては、JIS Z 3410(溶接管理-任務と責任)における特別級、その他の鋼構造物に関しては、JIS Z 3410(溶接管理-任務と責任)における 1 級以上の資格を有する者とする。ただし、専任技術者については同一工場内で工場製作期間中である他の工事の者と兼ねることができる。 <u>4 受注者は、鋼製橋脚隅角部の工場製作に先立って、上記 1～3 に加え、下記について実施しなければならない。</u> <u>(1)製作にあたっては、設計において前提とした良好な溶接品質を確保できるよう製作手順及び溶接方法の検討を行い、製作要領書を作成しなければならない。製作要領書には、上記 1 に加え、使用鋼材及び溶接材料の種類と特徴、鋼板の組み合わせ形状、溶接方法、溶接順序、溶接姿勢、溶接作業者、そして溶接部の検査方法を記載しなければならない。</u> <u>(2)作成した製作要領書の内容を十分に徹底するとともに、その要領書の通り製作されたことの記録を残さなければならない。また、記録方法および記録時期についても製作要領書に記載しなければならない。</u>	8.3.1 一般 1 受注者は、工場製作に先立って、工事概要、工場組織(鋼材管理責任者等を含む)、主要機械、使用材料、工作の方法、組立順序及び方法、溶接作業の方法、実製作の環境を反映した溶接施工試験、工場塗装の仕様及び方法、検査の項目と方法並びに輸送計画に関する事項を記載した製作要領書を監督職員に提出し、確認を求めなければならない。ただし、監督職員が指示した場合には、溶接施工試験を省略することができる。 2 受注者は、設計において前提とした良好な溶接品質を確保できるよう製作手順および溶接作業の方法の検討を行い、製作要領書を作成しなければならない。 また、疲労破壊が支配的となる溶接部については、製作要領書の通りに製作されたことの記録を残さなければならない。この記録方法および記録時期についても製作要領書に記述するものとする。 3 受注者は、工場製作期間中は工場における、主任技術者又は監理技術者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者並びに 1. 1. 17 で規定している専任技術者について定めなければならない。この場合において、同第 3 項の資格を有する者とは、高速道路の鋼橋に関しては、JIS Z 3410(溶接管理-任務と責任)における特別級、その他の鋼構造物に関しては、JIS Z 3410(溶接管理-任務と責任)における 1 級以上の資格を有する者とする。ただし、専任技術者については同一工場内で工場製作期間中である他の工事の者と兼ねることができる。	変更
8.3.2 原寸 1 受注者は、床書き原寸法又は NC 原寸法によって原寸作業を行い、その結果を提出しなければならない。 2 受注者は、原寸図に一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。 3 受注者は、原寸作業にあたっては、次の確認をしなければならない。	8.3.2 原寸 1 受注者は、床書き原寸法又は NC 原寸法によって、原寸作業を行わなければならない。 2 受注者は、原寸図に一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。 3 受注者は、原寸作業にあたっては、次の確認をしなければならない。	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
(1)部材形状及び取付け位置が製作、架設及び塗装の各作業に支障とならないこと。 (2)監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))が指示する事項 4 受注者は、狭隘な部分、複雑な構造の部分等がある場合は模型を作成し、良好な施工ができるかを確認して、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。 5 受注者は、原寸作業の結果、部材の形状又は取付位置を変更する必要がある場合は、その理由を明記し、「調査・設計共通仕様書(土木編)」に定める監督職員の承諾を得なければならない。 6 受注者は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の 1 級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。 7 受注者は、監督職員が指示した場合は、監督職員の立会を受けなければならない。なお、隅角部の原寸検査は、原則として監督職員の立会いを受けなければならない。 <u>8 前項による監督職員の立会を受ける場合には、事前に「原寸検査請求書」により総括監督員に検査を請求しなければならない。</u>	(1)部材形状及び取付け位置が製作、架設及び塗装の各作業に支障とならないこと。 (2)監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))が指示する事項 4 受注者は、狭隘な部分、複雑な構造の部分等がある場合は模型を作成し、良好な施工ができるかを確認して、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。 5 受注者は、原寸作業の結果、部材の形状又は取付位置を変更する必要がある場合は、その理由を明記し、「調査・設計共通仕様書(土木編)」に定める監督職員の承諾を得なければならない。 6 受注者は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の 1 級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の承諾を得なければならない。 7 受注者は、監督職員が指示した場合は、監督職員の立会を受けなければならない。なお、隅角部の原寸検査は、原則として監督職員の立会いを受けなければならない。	
8.3.3 工作 1 受注者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これ以外の場合は監督職員の承諾を得るものとする。 2 受注者は、主要部材の板取りは、主たる応力の方向と圧延方向とを一致させるように行わなければならない。 ただし、圧延直角方向について、JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合は、この限りではない。 また、連結板などの溶接されない部材についてもこの限りではない。 なお、受注者は、板取りに関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 3 受注者は、切断・切削については、<u>「道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編」</u>により行うものとするが、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 4 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合は、<u>「道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編」</u>により行うものとするが、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 5 受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は、R＝2 mm程度の曲面にグラインダ仕上げを行わなければならない。 <u>6 受注者は、鋼製橋脚隅角部の工作にあたっては、上記 1～5 に加え、下記について実施しなければならない。</u> <u>(1)組立溶接はショートビードとならないよう脚長は 4mm 異常、溶接長は 80mm 以上とし、本溶接と同等に管理しなければならない。また、組立溶接のスラグは完全に除去し、組立終了後、目視により割れのないことを確認しなければならない。また、組立溶接は本溶接前に完全に除去しなければならない。</u> <u>(2)完全溶け込み溶接部では裏はつりを徹底し、先行側溶接部の初層または健全部が現れるまではつりとらなければならない。</u> <u>(3)ガウジング溝形状の確認、各パスのスラグ除去とビード形状の確認を行い、溶接欠陥の発生を防止しなければならない。</u> <u>(4)裏当て金付き片面溶接は、原則として用いてはならない。</u> <u>(5)隅角部の疲労特性に影響を与えるフィレット先端部においては、止端仕上げおよび溶接ビードの仕上げを行わなければならないまた、隅角部における十字継手については、原則として止端仕上げを実施するものとする。なお、止端仕上げおよび溶接ビードの仕上げに際しては、グラインダーによる仕上げ目の方向に注意しなければならない。</u>	8.3.3 工作 1 受注者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これ以外の場合は監督職員の承諾を得るものとする。 2 受注者は、主要部材の板取りは、主たる応力の方向と圧延方向とを一致させるように行わなければならない。 ただし、圧延直角方向について、JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合は、この限りではない。 また、連結板などの溶接されない部材についてもこの限りではない。 なお、受注者は、板取りに関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 3 受注者は、切断・切削については、道路橋示方書 II 鋼橋編により行うものとするが、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 4 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合は、道路橋示方書 II 鋼橋編により行うものとするが、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 5 受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は、R＝2 mm程度の曲面にグラインダ仕上げを行わなければならない。	<u>変更</u>
		(略)
8.3.5 スタッド溶接 1 受注者は、スタッド溶接作業前に、次によりスタッド溶接施工試験を行わなければならない。ただし、同一条件の溶接施工試験を当社の鋼構造物工事又は他の公共企業体の鋼構造物工事において実施した実績がある場合、<u>その実績のある工事がしゅん功後 2 年以内であれば</u>、製作要領書にその旨記載し、その試験報告書を提出することにより、溶接施工試験を省略することができる。 (1)スタッド溶接施工試験計画書を提出すること。 (2)溶接する材料、溶接機及び溶接工の組合せについて、引張試験、曲げ試験を、各々3 本ずつ行うこ	8.3.5 スタッド溶接 1 受注者は、スタッド溶接作業前に、次によりスタッド溶接施工試験を行わなければならない。ただし、同一条件の溶接施工試験を <u>2 年以内</u>に当社の鋼構造物工事又は他の公共企業体の鋼構造物工事において実施した実績がある場合 は、製作要領書にその旨記載し、その試験報告書を提出することにより、溶接施工試験を省略することができる。 (1) スタッド溶接施工試験計画書を提出すること。 (2) 溶接する材料、溶接機及び溶接工の組合せについて、引張試験、曲げ試験を、各々3 本ずつ行うこと。	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)					旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)					改訂内容																																																																
と。 (3)施工の途中において、前号の組合せに変動がある場合はその都度施工試験を行うこと。 (4)スタッド溶接施工試験の結果、溶接施工条件が不適当と判定された場合は、施工条件、材料、溶接機の設定条件を検討して、再度スタッド溶接施工試験を行うこと。 (5)スタッド溶接施工試験完了後、スタッド溶接施工試験報告書を提出すること。 2 受注者は、スタッド溶接にあたっては、次にしなければならない。 (1)溶接は、室内又はこれと同等の施行条件の得られる環境において行うこと。 (2)溶接作業者は、その技量、知識及び経験を有する者であること。 (3)スタッド溶接は、アークスタッド溶接の直接溶接とし、原則として下向き姿勢とする。 (4)溶接面に、水分、ミルスケール、錆、塗料、亜鉛メッキ等溶接作業及び溶接結果に障害となるものがある場合は、スタッド軸径の 2 倍以上をグラインダ等により丁寧に除去し、清掃を行うこと。 (5)溶接補助材(フェルール、カートリッジ等)は、乾燥しているものを使用すること。この場合において補助材は、梱包の開封後 4 時間以上経過したものは使用しないこと。 (6)スタッドの溶接の予熱は「<u>道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編</u>」によること。 (7)スタッド溶接用電源は、原則として専用電源とする。 (8)施工に先立ち溶接条件を適切に設定すること。溶接条件の設定は、スタッドの径が異なるごとに午前と午後とそれぞれ作業開始前 2 本以上の試験スタッド溶接を行い定めること。 (9)磁気吹きの影響を受けるおそれがある場合は、その防止に必要な措置を講じること。					(3) 施工の途中において、前号の組合せに変動がある場合はその都度施工試験を行うこと。 (4) スタッド溶接施工試験の結果、溶接施工条件が不適当と判定された場合は、施工条件、材料、溶接機の設定条件を検討して、再度スタッド溶接施工試験を行うこと。 (5) スタッド溶接施工試験完了後、スタッド溶接施工試験報告書を提出すること。 2 受注者は、スタッド溶接にあたっては、次にしなければならない。 (1) 溶接は、室内又はこれと同等の施行条件の得られる環境において行うこと。 (2) 溶接作業者は、その技量、知識及び経験を有する者であること。 (3) スタッド溶接は、アークスタッド溶接の直接溶接とし、原則として下向き姿勢とする。 (4) 溶接面に、水分、ミルスケール、錆、塗料、亜鉛メッキ等溶接作業及び溶接結果に障害となるものがある場合は、スタッド軸径の 2 倍以上をグラインダ等により丁寧に除去し、清掃を行うこと。 (5) 溶接補助材(フェルール、カートリッジ等)は、乾燥しているものを使用すること。この場合において補助材は、梱包の開封後 4 時間以上経過したものは使用しないこと。 (6) スタッドの溶接の予熱は道路橋示方書Ⅱ鋼橋編によること。 (7) スタッド溶接用電源は、原則として専用電源とする。 (8) 施工に先立ち溶接条件を適切に設定すること。溶接条件の設定は、スタッドの径が異なるごとに午前と午後とそれぞれ作業開始前 2 本以上の試験スタッド溶接を行い定めること。 (9) 磁気吹きの影響を受けるおそれがある場合は、その防止に必要な措置を講じること。																																																																					
8.3.6 ボルト孔 受注者は、ボルト孔の径及び径の許容差について、設計図書に定めのない場合は、<u>「道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編」</u>によるものとする。					8.3.6 ボルト孔 受注者は、ボルト孔の径及び径の許容差について、設計図書に定めのない場合は、道路橋示方書によるものとする。					変更																																																																
8.3.7 材片の組合わせ精度 1 受注者は、材片の組合わせ精度について、設計図書に定めのない場合は、<u>「道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編」</u>によるものとする。 2 受注者は、目的構造物の実製作に先だち、材片の組合わせ精度の許容値を検討し、製作要領書に反映させなければならない。 3 受注者は、大組立状態の目的構造物について、本溶接前に次の事項について確認し、その結果を提出しなければならない。ただし、監督職員が指示した場合は、検査の一部又は全部を省略することができる。 (1)外観 (2)材片の組合わせ精度 (3)組立溶接の状況 (4)その他監督職員の指示する事項 <u>4 前項の大組立状態の目的構造物の確認にあっては、事前に「仮組立検査請求書」により総括監督員に検査を請求したうえで、監督職員の検査を受けなければならない。</u>					8.3.7 材片の組合わせ精度 1 受注者は、材片の組合わせ精度について、設計図書に定めのない場合は、道路橋示方書によるものとする。 2 受注者は、目的構造物の実製作に先だち、材片の組合わせ精度の許容値を検討し、製作要領書に反映させなければならない。 3 受注者は、大組立状態の目的構造物について、本溶接前に次の事項について監督職員——の溶接前状況の検査を受けなければならない。ただし、監督職員が指示した場合は、検査の一部又は全部を省略することができる。 (1)外観 (2)材片の組合わせ精度 (3)組立溶接の状況 (4)その他監督職員の指示する事項					変更																																																																
8.3.8 溶接部の品質確認 1 受注者は、溶接終了後、表－8.8 によって溶接部の品質確認を行い、その記録を整備・保管し、監督職員<u>員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出</u>しなければならない。 表－8.8 溶接部の確認方法 <table><tr><th>溶接種別</th><th>部 位</th><th>確認時期</th><th colspan="2">確認方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>板継ぎ溶接</td><td>板継ぎ部</td><td>板継ぎ終了時</td><td colspan="2">外観 放射線透過試験</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">本溶接及び組立溶接</td><td>一般部</td><td>部材組立終了時</td><td colspan="2">外観及び蛍光磁粉探傷試験</td><td>溶接割れが発生しやすい箇所は、外観のほかに、蛍光磁粉探傷試験を実施</td></tr><tr><td>特殊部(1)</td><td>部材組立終了時</td><td>外観</td><td>超音波探傷試験及び蛍光磁粉探傷試験</td><td>蛍光磁粉探傷試験が出来ない場合は浸透探傷試験を実施</td></tr><tr><td>特殊部(2)</td><td>部材組立中</td><td colspan="2">外観及び蛍光磁粉探傷試験</td><td rowspan="2">写真撮影</td></tr><tr><td>特殊部(3)</td><td>部材組立終了時</td><td colspan="2">外観及び湿式磁粉探傷試験</td></tr></table>					溶接種別	部 位	確認時期	確認方法		備 考	板継ぎ溶接	板継ぎ部	板継ぎ終了時	外観 放射線透過試験			本溶接及び組立溶接	一般部	部材組立終了時	外観及び蛍光磁粉探傷試験		溶接割れが発生しやすい箇所は、外観のほかに、蛍光磁粉探傷試験を実施	特殊部(1)	部材組立終了時	外観	超音波探傷試験及び蛍光磁粉探傷試験	蛍光磁粉探傷試験が出来ない場合は浸透探傷試験を実施	特殊部(2)	部材組立中	外観及び蛍光磁粉探傷試験		写真撮影	特殊部(3)	部材組立終了時	外観及び湿式磁粉探傷試験		8.3.8 溶接部の品質確認 1 受注者は、溶接終了後、表－8.8 によって溶接部の品質確認を行わなければならない。 表－8.8 溶接部の確認方法 <table><tr><th>溶接種別</th><th>部 位</th><th>確認時期</th><th colspan="2">確認方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>板継ぎ溶接</td><td>板継ぎ部</td><td>板継ぎ終了時</td><td colspan="2">外観 放射線透過試験</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">本溶接及び組立溶接</td><td>一般部</td><td>部材組立終了時</td><td colspan="2">外観及び蛍光磁粉探傷試験</td><td>溶接割れが発生しやすい箇所は、外観のほかに、蛍光磁粉探傷試験を実施</td></tr><tr><td>特殊部(1)</td><td>部材組立終了時</td><td>外観</td><td>超音波探傷試験及び蛍光磁粉探傷試験</td><td>蛍光磁粉探傷試験が出来ない場合は浸透探傷試験を実施</td></tr><tr><td>特殊部(2)</td><td>部材組立中</td><td colspan="2">外観及び蛍光磁粉探傷試験</td><td rowspan="2">写真撮影</td></tr><tr><td>特殊部(3)</td><td>部材組立終了時</td><td colspan="2">外観及び湿式磁粉探傷試験</td></tr></table>					溶接種別	部 位	確認時期	確認方法		備 考	板継ぎ溶接	板継ぎ部	板継ぎ終了時	外観 放射線透過試験			本溶接及び組立溶接	一般部	部材組立終了時	外観及び蛍光磁粉探傷試験		溶接割れが発生しやすい箇所は、外観のほかに、蛍光磁粉探傷試験を実施	特殊部(1)	部材組立終了時	外観	超音波探傷試験及び蛍光磁粉探傷試験	蛍光磁粉探傷試験が出来ない場合は浸透探傷試験を実施	特殊部(2)	部材組立中	外観及び蛍光磁粉探傷試験		写真撮影	特殊部(3)	部材組立終了時	外観及び湿式磁粉探傷試験		変更
溶接種別	部 位	確認時期	確認方法		備 考																																																																					
板継ぎ溶接	板継ぎ部	板継ぎ終了時	外観 放射線透過試験																																																																							
本溶接及び組立溶接	一般部	部材組立終了時	外観及び蛍光磁粉探傷試験		溶接割れが発生しやすい箇所は、外観のほかに、蛍光磁粉探傷試験を実施																																																																					
	特殊部(1)	部材組立終了時	外観	超音波探傷試験及び蛍光磁粉探傷試験	蛍光磁粉探傷試験が出来ない場合は浸透探傷試験を実施																																																																					
	特殊部(2)	部材組立中	外観及び蛍光磁粉探傷試験		写真撮影																																																																					
	特殊部(3)	部材組立終了時	外観及び湿式磁粉探傷試験																																																																							
溶接種別	部 位	確認時期	確認方法		備 考																																																																					
板継ぎ溶接	板継ぎ部	板継ぎ終了時	外観 放射線透過試験																																																																							
本溶接及び組立溶接	一般部	部材組立終了時	外観及び蛍光磁粉探傷試験		溶接割れが発生しやすい箇所は、外観のほかに、蛍光磁粉探傷試験を実施																																																																					
	特殊部(1)	部材組立終了時	外観	超音波探傷試験及び蛍光磁粉探傷試験	蛍光磁粉探傷試験が出来ない場合は浸透探傷試験を実施																																																																					
	特殊部(2)	部材組立中	外観及び蛍光磁粉探傷試験		写真撮影																																																																					
	特殊部(3)	部材組立終了時	外観及び湿式磁粉探傷試験																																																																							
注(1) 特殊部(1)は、ラーメン部材の隅角部、フランジ貫通部、T 型溶接部等の完全溶け込み溶接部分。 注(2) 特殊部(2)は、仮組立検査時に外観検査が困難となる部分。 注(3) 特殊部(3)は、疲労耐久性の向上をはかるため、溶接の仕上げを行う部分。 注(4) 受注者は、超音波探傷試験を行なう検査技術者については、(社)日本非破壊検査協会によって認定された有資格者					注(1) 特殊部(1)は、ラーメン部材の隅角部、フランジ貫通部、T 型溶接部等の完全溶け込み溶接部分。 注(2) 特殊部(2)は、仮組立検査時に外観検査が困難となる部分。 注(3) 特殊部(3)は、疲労耐久性の向上をはかるため、溶接の仕上げを行う部分。 注(4) 受注者は、超音波探傷試験を行なう検査技術者については、(社)日本非破壊検査協会によって認定された有資格者と					変更																																																																

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)						旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)						改訂内容																																																																																																																																																																																																																																																																																
とすること。また、特殊部(1)は、その検査技量を有することを受注者で確認し、これを証明するものを監督職員に提出すること。 注(5) 受注者は、監督職員が溶接部の非破壊検査を第三者機関に指示した場合は、これに協力しなければならない。 2 受注者は、溶接部の品質確認については、<u>「道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編」20.8.7</u> 内部きず検査によるものとする。ただし、疲労破壊が支配的となる溶接部については、<u>「鋼道路橋の疲労設計指針」</u>による他、以下によるものとする。 (1)3 溶接線交差部は、超音波探傷試験によるものとし、ウェブ内面側からのみならず、ウェブ外面より斜角探傷および垂直探傷(点収束型探傷子)を併用して検査を行う。 (2)拘束度の高い角継手，T 字継手，十字継手については、溶接後に母材内の超音波探傷試験を行う。 (3)超音波探傷試験の手探傷は、JIS Z 3060「鋼溶接部の超音波探傷試験方法」によって行い、その合否判定は表－8.9 による。						とすること。また、特殊部(1)は、その検査技量を有することを受注者で確認し、これを証明するものを監督職員に提出すること。 注(5) 受注者は、監督職員が溶接部の非破壊検査を第三者機関に指示した場合は、これに協力しなければならない。 2 受注者は、溶接部の品質確認については、道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編)17.4.6 内部きず検査によるものとする。ただし、疲労破壊が支配的となる溶接部については、鋼道路橋の疲労設計指針による他、以下によるものとする。 (1)3 溶接線交差部は、超音波探傷試験によるものとし、ウェブ内面側からのみならず、ウェブ外面より斜角探傷および垂直探傷(点収束型探傷子)を併用して検査を行う。 (2)拘束度の高い角継手，T 字継手，十字継手については、溶接後に母材内の超音波探傷試験を行う。 (3)超音波探傷試験の手探傷は、JIS Z 3060「鋼溶接部の超音波探傷試験方法」によって行い、その合否判定は表－8.9 による。						表－8.9 超音波探傷試験の品質確認規定																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td>超音波探傷検出レベル</td><td>許容きず最大寸法※2</td><td>探触子の種類</td></tr><tr><td rowspan="2">鋼床版</td><td>トラフリブ</td><td>－</td><td>横リブ ダイヤフラム</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>バルブ PL</td><td>－</td><td>横リブ ダイヤフラム</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td rowspan="9">主桁</td><td>主桁上フランジ</td><td>－</td><td>横桁上フランジ</td><td>L</td><td>t/6※3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>主桁下フランジ</td><td>－</td><td>横桁下フランジ</td><td>L</td><td>t/6※3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>主桁上フランジ</td><td>－</td><td>ブラケット 上フランジ</td><td>L</td><td>t/6※3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>主桁ウェブ</td><td>－</td><td>横桁下フランジ</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>主桁下フランジ</td><td>－</td><td>支点上補剛材</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td colspan="2">切欠部(3 線交差部※1)</td><td></td><td>L/2</td><td>t/6※3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td colspan="2">切欠部(3 線交差部以外)</td><td></td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td colspan="2">切欠部控えリブ</td><td></td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td colspan="2">橋脚剛結部</td><td></td><td>L/2</td><td>t/6※3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td rowspan="7">橋脚</td><td>支点直下 ダイヤフラム</td><td>－</td><td>横梁上フランジ</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td>支点直下補剛材</td><td>－</td><td>横梁上フランジ</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td>横梁ウェブ</td><td>－</td><td>ブラケット (3 線交差部※1)</td><td>L/2</td><td>t/6※3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td>横梁ウェブ</td><td>－</td><td>ブラケット (3 線交差部以外)</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td colspan="2">隅角部(3 線交差部※1)</td><td></td><td>L/2</td><td>t/6※3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td colspan="2">隅角部(3 線交差部以外)</td><td></td><td>L</td><td>t/6※3</td><td>斜角</td></tr><tr><td colspan="2">隅角部以外の角溶接</td><td></td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td rowspan="3">その他</td><td>標識柱</td><td>－</td><td>ベース PL</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>基部リブ</td><td>－</td><td>ベース PL</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td colspan="2">補強板など</td><td></td><td>－</td><td></td><td>斜角</td></tr></table>									超音波探傷検出レベル	許容きず最大寸法※2	探触子の種類	鋼床版	トラフリブ	－	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角	バルブ PL	－	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角	主桁	主桁上フランジ	－	横桁上フランジ	L	t/6※3	斜角	主桁下フランジ	－	横桁下フランジ	L	t/6※3	斜角	主桁上フランジ	－	ブラケット 上フランジ	L	t/6※3	斜角	主桁ウェブ	－	横桁下フランジ	L	t/3	斜角	主桁下フランジ	－	支点上補剛材	L	t/3	斜角	切欠部(3 線交差部※1)			L/2	t/6※3	斜角，垂直	切欠部(3 線交差部以外)			L	t/3	斜角，垂直	切欠部控えリブ			L	t/3	斜角	橋脚剛結部			L/2	t/6※3	斜角，垂直	橋脚	支点直下 ダイヤフラム	－	横梁上フランジ	L	t/3	斜角，垂直	支点直下補剛材	－	横梁上フランジ	L	t/3	斜角，垂直	横梁ウェブ	－	ブラケット (3 線交差部※1)	L/2	t/6※3	斜角，垂直	横梁ウェブ	－	ブラケット (3 線交差部以外)	L	t/3	斜角	隅角部(3 線交差部※1)			L/2	t/6※3	斜角，垂直	隅角部(3 線交差部以外)			L	t/6※3	斜角	隅角部以外の角溶接			L	t/3	斜角	その他	標識柱	－	ベース PL	L	t/3	斜角	基部リブ	－	ベース PL	L	t/3	斜角	補強板など			－		斜角	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td>超音波探傷検出レベル</td><td>許容きず最大寸法※2</td><td>探触子の種類</td></tr><tr><td rowspan="2">鋼床版</td><td>トラフリブ</td><td>－</td><td>横リブ ダイヤフラム</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>バルブ PL</td><td>－</td><td>横リブ ダイヤフラム</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td rowspan="9">主桁</td><td>主桁上フランジ</td><td>－</td><td>横桁上フランジ</td><td>L</td><td>t/6※3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>主桁下フランジ</td><td>－</td><td>横桁下フランジ</td><td>L</td><td>t/6※3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>主桁上フランジ</td><td>－</td><td>ブラケット 上フランジ</td><td>L</td><td>t/6※3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>主桁ウェブ</td><td>－</td><td>横桁下フランジ</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>主桁下フランジ</td><td>－</td><td>支点上補剛材</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td colspan="2">切欠部(3 線交差部※1)</td><td></td><td>L/2</td><td>t/6※3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td colspan="2">切欠部(3 線交差部以外)</td><td></td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td colspan="2">切欠部控えリブ</td><td></td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td colspan="2">橋脚剛結部</td><td></td><td>L/2</td><td>t/6※3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td rowspan="7">橋脚</td><td>支点直下 ダイヤフラム</td><td>－</td><td>横梁上フランジ</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td>支点直下補剛材</td><td>－</td><td>横梁上フランジ</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td>横梁ウェブ</td><td>－</td><td>ブラケット (3 線交差部※1)</td><td>L/2</td><td>t/6※3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td>横梁ウェブ</td><td>－</td><td>ブラケット (3 線交差部以外)</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td colspan="2">隅角部(3 線交差部※1)</td><td></td><td>L/2</td><td>t/6※3</td><td>斜角，垂直</td></tr><tr><td colspan="2">隅角部(3 線交差部以外)</td><td></td><td>L</td><td>t/6※3</td><td>斜角</td></tr><tr><td colspan="2">隅角部以外の角溶接</td><td></td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td rowspan="3">その他</td><td>標識柱</td><td>－</td><td>ベース PL</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td>基部リブ</td><td>－</td><td>ベース PL</td><td>L</td><td>t/3</td><td>斜角</td></tr><tr><td colspan="2">補強板など</td><td></td><td>－</td><td></td><td>斜角</td></tr></table>									超音波探傷検出レベル	許容きず最大寸法※2	探触子の種類	鋼床版	トラフリブ	－	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角	バルブ PL	－	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角	主桁	主桁上フランジ	－	横桁上フランジ	L	t/6※3	斜角	主桁下フランジ	－	横桁下フランジ	L	t/6※3	斜角	主桁上フランジ	－	ブラケット 上フランジ	L	t/6※3	斜角	主桁ウェブ	－	横桁下フランジ	L	t/3	斜角	主桁下フランジ	－	支点上補剛材	L	t/3	斜角	切欠部(3 線交差部※1)			L/2	t/6※3	斜角，垂直	切欠部(3 線交差部以外)			L	t/3	斜角，垂直	切欠部控えリブ			L	t/3	斜角	橋脚剛結部			L/2	t/6※3	斜角，垂直	橋脚	支点直下 ダイヤフラム	－	横梁上フランジ	L	t/3	斜角，垂直	支点直下補剛材	－	横梁上フランジ	L	t/3	斜角，垂直	横梁ウェブ	－	ブラケット (3 線交差部※1)	L/2	t/6※3	斜角，垂直	横梁ウェブ	－	ブラケット (3 線交差部以外)	L	t/3	斜角	隅角部(3 線交差部※1)			L/2	t/6※3	斜角，垂直	隅角部(3 線交差部以外)			L	t/6※3	斜角	隅角部以外の角溶接			L	t/3	斜角	その他	標識柱	－	ベース PL	L	t/3	斜角	基部リブ	－	ベース PL	L	t/3	斜角	補強板など			－		斜角	
			超音波探傷検出レベル	許容きず最大寸法※2	探触子の種類																																																																																																																																																																																																																																																																																							
鋼床版	トラフリブ	－	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	バルブ PL	－	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
主桁	主桁上フランジ	－	横桁上フランジ	L	t/6※3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	主桁下フランジ	－	横桁下フランジ	L	t/6※3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	主桁上フランジ	－	ブラケット 上フランジ	L	t/6※3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	主桁ウェブ	－	横桁下フランジ	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	主桁下フランジ	－	支点上補剛材	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	切欠部(3 線交差部※1)			L/2	t/6※3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	切欠部(3 線交差部以外)			L	t/3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	切欠部控えリブ			L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	橋脚剛結部			L/2	t/6※3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
橋脚	支点直下 ダイヤフラム	－	横梁上フランジ	L	t/3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	支点直下補剛材	－	横梁上フランジ	L	t/3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	横梁ウェブ	－	ブラケット (3 線交差部※1)	L/2	t/6※3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	横梁ウェブ	－	ブラケット (3 線交差部以外)	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	隅角部(3 線交差部※1)			L/2	t/6※3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	隅角部(3 線交差部以外)			L	t/6※3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	隅角部以外の角溶接			L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他	標識柱	－	ベース PL	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	基部リブ	－	ベース PL	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	補強板など			－		斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			超音波探傷検出レベル	許容きず最大寸法※2	探触子の種類																																																																																																																																																																																																																																																																																							
鋼床版	トラフリブ	－	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	バルブ PL	－	横リブ ダイヤフラム	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
主桁	主桁上フランジ	－	横桁上フランジ	L	t/6※3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	主桁下フランジ	－	横桁下フランジ	L	t/6※3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	主桁上フランジ	－	ブラケット 上フランジ	L	t/6※3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	主桁ウェブ	－	横桁下フランジ	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	主桁下フランジ	－	支点上補剛材	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	切欠部(3 線交差部※1)			L/2	t/6※3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	切欠部(3 線交差部以外)			L	t/3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	切欠部控えリブ			L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	橋脚剛結部			L/2	t/6※3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
橋脚	支点直下 ダイヤフラム	－	横梁上フランジ	L	t/3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	支点直下補剛材	－	横梁上フランジ	L	t/3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	横梁ウェブ	－	ブラケット (3 線交差部※1)	L/2	t/6※3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	横梁ウェブ	－	ブラケット (3 線交差部以外)	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	隅角部(3 線交差部※1)			L/2	t/6※3	斜角，垂直																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	隅角部(3 線交差部以外)			L	t/6※3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	隅角部以外の角溶接			L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他	標識柱	－	ベース PL	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	基部リブ	－	ベース PL	L	t/3	斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	補強板など			－		斜角																																																																																																																																																																																																																																																																																						
※1 3 線交差部の範囲は交差部から 300mm とする。 ※2 きず寸法は 1mm 単位で評価すること。 ※3 t≤18mm の場合は 3mm 以下。 (4)湿式磁粉探傷試験により、表面きずがある場合は不合格とする。 (5)溶接内部きずの非破壊検査の結果は、合格きずを含めて記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 (6)完全溶け込み溶接継手は、各溶接線に対して溶接前の開先形状、裏はつり後の状況、溶接後の磁粉探傷試験の結果が確認できる写真を撮影する。 記録写真は、十字継手については溶接線の全景写真と、溶接線の両端および中央部のズーム写真を撮影する。また、フィレット部については全景写真と、フィレット両先端部のズーム写真を撮影する。						※1 3 線交差部の範囲は交差部から 300mm とする。 ※2 きず寸法は 1mm 単位で評価すること。 ※3 t≤18mm の場合は 3mm 以下。 (4)湿式磁粉探傷試験により、表面きずがある場合は不合格とする。 (5)溶接内部きずの非破壊検査の結果は、合格きずを含めて記録し、しゅん功図書として提出する。 (6)完全溶け込み溶接継手は、各溶接線に対して溶接前の開先形状、裏はつり後の状況、溶接後の磁粉探傷試験の結果が確認できる写真を撮影する。 記録写真は、十字継手については溶接線の全景写真と、溶接線の両端および中央部のズーム写真を撮影する。また、フィレット部については全景写真と、フィレット両先端部のズーム写真を撮影する。						変更																																																																																																																																																																																																																																																																																
8.3.9 欠陥部の補修 1 受注者は、溶接部の品質検査の結果、補修すべきものと判定した溶接欠陥については、補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響のないように行うこと。また、補修方法は、表						8.3.9 欠陥部の補修 1 受注者は、溶接部の品質検査の結果、補修すべきものと判定した溶接欠陥については、補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響のないように行うこと。また、補修方法は、表						削除																																																																																																																																																																																																																																																																																

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)			旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)			改訂内容
ー8.10 に示すとおり行わなければならない。これ以外の場合は、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の 承諾 を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは 40 mm 以上とし、補修にあたっては、予熱等の配慮を行うこと。			ー8.10 に示すとおり行わなければならない。これ以外の場合は、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))の 承諾 を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは 40 mm 以上とし、補修にあたっては、予熱等の配慮を行うこと。			
表ー8.10 欠陥の補修方法			表ー8.10 欠陥の補修方法			
	欠 陥 の 種 類	補 修 方 法		欠 陥 の 種 類	補 修 方 法	
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダ仕上げる。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げる。	1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダ仕上げる。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げる。	
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げる。	2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げる。	
3	鋼材端面の層状われ	板厚の 1/4 程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げる。	3	鋼材端面の層状われ	板厚の 1/4 程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げる。	
4	アースストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げる。わずかな痕跡のある程度のはグラインダ仕上げのみでよい。	4	アースストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げる。わずかな痕跡のある程度のはグラインダ仕上げのみでよい。	
5	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	5	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	
6	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	6	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。	7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。	
8	オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。	8	オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。	
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げる。	9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げる。	
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、又はビード溶接後、グラインダ仕上げる。	10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、又はビード溶接後、グラインダ仕上げる。	
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は避けるのがよい。	11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は避けるのがよい。	
2 ひずみとりについては、 <u>「道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編」</u> によるものとする。 3 欠陥部の補修箇所、補修内容を明示する <u>しゅん功</u> 図を作成すること。また、欠陥部の補修記録を 整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。			2 ひずみとりについては、道路橋示方書によるものとする。 3 欠陥部の補修箇所、補修内容を明示する 竣工 図を作成すること。また、欠陥部の補修記録は 竣工図書に含めること。			変更
8.3.10 仮組立 1 受注者は、各部材の工作終了後、次の事項に従って仮組立を行い、工事目的物が設計図及び製作要領書に従って正しく製作されていることを確認し、 <u>その結果を提出し</u> なければならない。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立と同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の 承諾 を得て実施できる。 (1) 構造物は全体を組立てること。ただし、構造物を分割して組立てる場合は、分割位置での部材の連結精度の確認方法について製作要領書に記載すること。 (2) 仮組立は、地上から適当な高さの強固な受け台上で行うこと。 (3) 仮組立は、部材自重による部材の変形を無視できるように部材を支持して行う。ただし、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))が 指示 した場合は、架設応力状態での仮組立を行うこと。 (4) ボルトによる部材連結部は、出来形計測及びボルト孔の精度の確認に支障のないように堅固に締付けること。 (5) 現場溶接による部材連結部は、開先精度が確認できるように組立てること。 2 受注者は、前項の仮組立状態の工事目的物について、 <u>事前に「仮組立検査請求書」により総括監督員に検査を請求したうえで、監督職員の検査を受けなければならない。この場合、監督職員の検査は前項の確認を終了した後で、かつ工場塗装施工前でなければならない。</u> ただし、監督職員が 指示 した場合は、 検査 の一部又は全部を省略することができる。 <u>なお、監督職員の検査は以下の事項について行うものとする。</u> (1) 出来形 (2) 外観 (3) 溶接仕上げ状況 (4) 完全溶け込み溶接部の超音波探傷試験及び湿式磁粉探傷試験の抜き取り検査 (5) 溶接部の品質確認の結果 (6) その他監督職員の 指示 する事項 3 受注者は、仮組立に先立って部材単位について前項の(1)～(6)の 検査 を受けた場合は、仮組立の前に工場塗装を行うことができる。この場合において、仮組立状態での 検査 で部材寸法、溶接部の品質確認の結果確認を省略することができる。			8.3.10 仮組立 1 受注者は、各部材の工作終了後、次の事項に従って仮組立を行い、工事目的物が設計図及び製作要領書に従って正しく製作されていることを確認しなければならない。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立と同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の 承諾 を得て実施できる。 (1) 構造物は全体を組立てること。ただし、構造物を分割して組立てる場合は、分割位置での部材の連結精度の確認方法について製作要領書に記載すること。 (2) 仮組立は、地上から適当な高さの強固な受け台上で行うこと。 (3) 仮組立は、部材自重による部材の変形を無視できるように部材を支持して行う。ただし、監督職員(本仕様書及び調査・設計共通仕様書(土木編))が 指示 した場合は、架設応力状態での仮組立を行うこと。 (4) ボルトによる部材連結部は、出来形計測及びボルト孔の精度の確認に支障のないように堅固に締付けること。 (5) 現場溶接による部材連結部は、開先精度が確認できるように組立てること。 2 受注者は、前項の 確認を終了した後 仮組立状態の工事目的物について、 工場塗装施工前に次の事項について監督職員の検査を受けなければならない。 ただし、監督職員が 指示 した場合は、 検査 の一部又は全部を省略することができる。 (1) 出来形 (2) 外観 (3) 溶接仕上げ状況 (4) 完全溶け込み溶接部の超音波探傷試験及び湿式磁粉探傷試験の抜き取り検査 (5) 溶接部の品質確認の結果 (6) その他監督職員の 指示 する事項 3 受注者は、仮組立に先立って部材単位について前項の(1)～(6)の 検査 を受けた場合は、仮組立の前に工場塗装を行うことができる。この場合において、仮組立状態での 検査 で部材寸法、溶接部の品質確認の結果確認を省略することができる。 4 受注者は、密閉構造部分については、次のいずれかの方法によって監督職員の 確認 を受けなければなら			変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
4 受注者は、密閉構造部分については、次のいずれかの方法によって監督職員の 確認 を受けなければならない。 (1)製作過程で出来形、外観及び溶接部の品質について確認し、製作状態を示す写真を撮影し、資料等を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は直ちに 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 (2)密閉前の状態で監督職員の 検査 を受け、その後に密閉状態にすること。	ない。 (1)製作過程で出来形、外観及び溶接部の品質について確認し、製作状態を示す写真を撮影し、資料等を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は直ちに 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 (2)密閉前の状態で監督職員の 検査 を受け、その後に密閉状態にすること。	
		(略)
第 5 節 架設工	第 5 節 架設工	
		(略)
8.5.5 高力六角ボルト摩擦接合継手 1 受注者は、高力六角ボルトの締付方法は、F10T の場合はトルク法、F8T の場合は回転法によらなければならない。 2 受注者は、高力六角ボルトの締付管理の方法は、トルク法の場合は、トルクレンチによる 10%抜取り 検査 を前提とする方法又は記録紙による方法とし、回転法の場合はマーキングの方法による。 3 受注者は、高力六角ボルト締付力測定器具の検定に当たっては、次によらなければならない。 (1)軸力計の検定は、現場搬入時に 1 回、搬入後は 3 か月ごとに 1 回行う。この場合において、軸力計の測定値は、測定しようとする軸力の範囲において、基準となる計測機器が示す値の±3%以内の値であること。 (2)トルクレンチの計器の検定は、現場搬入時に 1 回、搬入後は 1 か月ごとに 1 回行うこと。 4 受注者は、締付機の検定は現場搬入時に 1 回、搬入後は 3 か月ごとに 1 回行わなければならない。この場合において、記録紙により締付管理を行う場合、締付機の出力トルクの変動係数は、4%以下でなければならない。 5 受注者は、記録紙による締付管理を行う場合の締付機の調整は、次によらなければならない。 (1) 締付機の調整は、毎日締付作業開始前に記録計により出力トルクを記録しながら行うこと。 (2) 締付機の調整は、その日に締付ける予定の 1 施工ロットごとに無作為に抽出した 5 本以上の供試ボルトを用いて行うこと。この場合において、供試ボルトの締付軸力の平均値は、 <u>「道路橋示方書・同解説 Ⅱ鋼橋・鋼部材編」</u> によるものとする。 6 受注者は、高力六角ボルトの締付作業は、次によらなければならない。 (1) 同一施工ロットに用いる高力六角ボルトのセットは、同一製造ロットの物とする。ただし、他の製品ロットの物でも出荷時のトルク係数の平均値の差が 5%以下の場合には、同一ロットとみなすことができる。なお、セットのトルク係数値は、0.11～0.16 に適合すること。 (2) 高力六角ボルトの締付は、ナットを回して行うこと。ただし、やむを得ず他の方法による場合は、監督職員の 承諾 を得ること。また、ボルトの締付を、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2 度締めを行うこと。なお、予備締めは、締付ボルト軸力の 60%程度とし、予備締め後には締め忘れや共回りを確認できるようにボルト、ナット及び座金にマーキングを行うこと。 (3) トルク法によって締め付ける場合の締付けボルト軸力は <u>「道路橋示方書・同解説 Ⅱ鋼橋・鋼部材編」</u> によるものとする。 (4) ボルトの締付を回転法によって行う場合については、 <u>「道路橋示方書・同解説 Ⅱ鋼橋・鋼部材編」</u> によるものとする。 (5) 高力六角ボルトの挿入から締付完了までは、1 日のうちに行うこと。 (6) 原則として降雨時には、高力六角ボルトの締付を行わない。 7 受注者は、トルク法による場合は、ボルト締付完了後は、出力トルクについて監督職員の 検査 を受けなければならない。この場合において、トルクレンチによる 10%抜取り 検査 を前提とする方法で締付管理を行った場合は、トルクレンチによる 10%以上の抜取り 検査 を受けるものとし、記録紙による方法で締付管理を行った場合は、記録紙全数の 検査 を受けなければならない。 なお、抜取り検査を受けるものについては、高力ボルト締付シート、締付位置の詳細図及び締付状況を示す写真を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は直ちに 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 8 受注者は、回転法による場合は、全数につきマーキングによる外観確認を行わなければならない。 9 受注者は、締付管理が記録紙により行われたものの出力トルク値は、締付機の調整時のトルク値と著しく異なってはならない。	8.5.5 高力六角ボルト摩擦接合継手 1 受注者は、高力六角ボルトの締付方法は、F10T の場合はトルク法、F8T の場合は回転法によらなければならない。 2 受注者は、高力六角ボルトの締付管理の方法は、トルク法の場合は、トルクレンチによる 10%抜取り 検査 を前提とする方法又は記録紙による方法とし、回転法の場合はマーキングの方法による。 3 受注者は、高力六角ボルト締付力測定器具の検定に当たっては、次によらなければならない。 (1)軸力計の検定は、現場搬入時に 1 回、搬入後は 3 か月ごとに 1 回行う。この場合において、軸力計の測定値は、測定しようとする軸力の範囲において、基準となる計測機器が示す値の±3%以内の値であること。 (2)トルクレンチの計器の検定は、現場搬入時に 1 回、搬入後は 1 か月ごとに 1 回行うこと。 4 受注者は、締付機の検定は現場搬入時に 1 回、搬入後は 3 か月ごとに 1 回行わなければならない。この場合において、記録紙により締付管理を行う場合、締付機の出力トルクの変動係数は、4%以下でなければならない。 5 受注者は、記録紙による締付管理を行う場合の締付機の調整は、次によらなければならない。 (1) 締付機の調整は、毎日締付作業開始前に記録計により出力トルクを記録しながら行うこと。 (2) 締付機の調整は、その日に締付ける予定の 1 施工ロットごとに無作為に抽出した 5 本以上の供試ボルトを用いて行うこと。この場合において、供試ボルトの締付軸力の平均値は、道路橋示方書によるものとする。 6 受注者は、高力六角ボルトの締付作業は、次によらなければならない。 (1) 同一施工ロットに用いる高力六角ボルトのセットは、同一製造ロットの物とする。ただし、他の製品ロットの物でも出荷時のトルク係数の平均値の差が 5%以下の場合には、同一ロットとみなすことができる。なお、セットのトルク係数値は、0.11～0.16 に適合すること。 (2) 高力六角ボルトの締付は、ナットを回して行うこと。ただし、やむを得ず他の方法による場合は、監督職員の 承諾 を得ること。また、ボルトの締付を、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2 度締めを行うこと。なお、予備締めは、締付ボルト軸力の 60%程度とし、予備締め後には締め忘れや共回りを確認できるようにボルト、ナット及び座金にマーキングを行うこと。 (3) トルク法によって締め付ける場合の締付けボルト軸力は道路橋示方書によるものとする。 (4) ボルトの締付を回転法によって行う場合については、道路橋示方書によるものとする。 (5) 高力六角ボルトの挿入から締付完了までは、1 日のうちに行うこと。 (6) 原則として降雨時には、高力六角ボルトの締付を行わない。 7 受注者は、トルク法による場合は、ボルト締付完了後は、出力トルクについて監督職員の 検査 を受けなければならない。この場合において、トルクレンチによる 10%抜取り 検査 を前提とする方法で締付管理を行った場合は、トルクレンチによる 10%以上の抜取り 検査 を受けるものとし、記録紙による方法で締付管理を行った場合は、記録紙全数の 検査 を受けなければならない。 なお、抜取り検査を受けるものについては、高力ボルト締付シート、締付位置の詳細図及び締付状況を示す写真を整備・保管し、監督職員の 請求 があった場合は直ちに 提示 するとともに、検査時に 提出 しなければならない。 8 受注者は、回転法による場合は、全数につきマーキングによる外観確認を行わなければならない。 9 受注者は、締付管理が記録紙により行われたものの出力トルク値は、締付機の調整時のトルク値と著しく異なってはならない。	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
8.5.6 現場溶接継手 1 受注者は、1.1.17 の規定に基づき現場溶接継手作業の専任技術者を定めなければならない。専任技術者の資格要件は、「橋梁構造物設計施工要領」[II 鋼橋編]第 2 編 施工(現場溶接)(以下「橋梁構造物設計施工要領」という。)によるものとする。 2 受注者は、現場溶接継手の施工方法の選定にあたっては、「<u>橋梁構造物設計施工要領</u>」により、現場溶接施工試験を行わなければならない。 3 受注者は、現場溶接施工試験の実施に当たっては、次によらなければならない。 (1) 現場溶接施工試験計画書を提出すること。 (2) 現場溶接施工試験の細目については、橋梁構造物設計施工要領によること。 (3) 現場溶接施工試験完了後、現場溶接施工試験報告書を提出すること。 4 受注者は、同一条件の溶接施工試験を当社の鋼構造物工事又は他の公共企業体の鋼構造物工事において実施した実績がある場合、<u>その実績のある工事がしゅん功後 2 年以内であれば</u>、製作要領書にその旨記載し、その試験報告書を提出することにより、溶接施工試験を省略することができる。ただし、現場溶接施工試験を省略する場合は、現場溶接施工に従事する溶接工に対して、採用する溶接方法の訓練を行わなければならない。 5 <u>受注者は、現場溶接の施工にあたっては、総則編 1.4.5 に規定する作業計画書により「橋梁構造物設計施工要領」に示される、現場溶接施工計画書を作成しなければならない。</u> 6 受注者は、現場溶接継手の施工細目及び品質確認については、「<u>橋梁構造物設計施工要領</u>」によらなければならない。 7 受注者は、現場溶接継手の品質については、次について監督職員の検査を受け、「<u>橋梁構造物設計施工要領</u>」に定めのある品質管理報告書とともに、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。<u>この場合、監督職員の検査は、溶接施工完了後で、かつ現場塗装の施工前でなければならない。</u> (1) 継手外観 (2) 非破壊探傷試験結果 (3) 現場溶接管理シート 7 受注者は、複数箇所の現場溶接継手を施工する場合は、最初に施工する継手の品質について前項の検査を受けて問題がないことを確認した後で他の継手を施工しなければならない。 8 受注者は、監督職員が指示する場合は、部材の変形量を計測して、その結果を提出しなければならない。	8.5.6 現場溶接継手 1 受注者は、1.1.17 の規定に基づき現場溶接継手作業の専任技術者を定めなければならない。専任技術者の資格要件は、「橋梁構造物設計施工要領」[II 鋼橋編]第 2 編 施工(現場溶接)(以下「橋梁構造物設計施工要領」という。)によるものとする。 2 受注者は、現場溶接継手の施工方法の選定にあたっては、現場溶接施工試験を行わなければならない。 3 受注者は、現場溶接施工試験の実施に当たっては、次によらなければならない。 (1) 現場溶接施工試験計画書を提出すること。 (2) 現場溶接施工試験の細目については、橋梁構造物設計施工要領によること。 (3) 現場溶接施工試験完了後、現場溶接施工試験報告書を提出すること。 4 受注者は、同一条件の溶接施工試験を2 年以内に当社の鋼橋工事又は他の公共企業体の鋼橋工事において実施した実績がある場合は、製作要領書にその旨記載し、その試験報告書を提出することにより、溶接施工試験を省略することができる。ただし、現場溶接施工試験を省略する場合は、現場溶接施工に従事する溶接工に対して、採用する溶接方法の訓練を行わなければならない。 5 受注者は、現場溶接継手の施工細目及び品質確認については、橋梁構造物設計施工要領によらなければならない。 6 受注者は、溶接施工完了後は、現場塗装の施工前に現場溶接継手の品質については、次について監督職員の検査を受けなければならない。 (1) 継手外観 (2) 非破壊探傷試験結果 (3) 現場溶接管理シート 7 受注者は、複数箇所の現場溶接継手を施工する場合は、最初に施工する継手の品質について前項の検査を受けて問題がないことを確認した後で他の継手を施工しなければならない。 8 受注者は、監督職員が指示する場合は、部材の変形量を計測して、その結果を提出しなければならない。	変更
8.5.7 吊金具等の仮部材の処置 1 受注者は、吊金具等の仮部材は、設計図書に定めるものを除き、本体部分に損傷を与えないようにすべて撤去し、撤去箇所をグラインダで仕上げ、現場継手部用の塗装系に従って塗装しなければならない。<u>また、設置・撤去の記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</u>ただし、床版に埋まる箇所にある吊金具等の仮部材は本体部分より 10 mm だけ離れた部分で切断し、グラインダでなめらかに仕上げ、塗装を省略することができる。 2 受注者は、鋼床版の架設にあたり、溶接により鋼床版上面に設置した吊金具等の仮部材の処理については、次によるものとする。なお、受注者は、仮部材の設置にあたり、仮部材の設置位置、溶接方法、切断除去の方法及び検査方法について、6.3.1 に規定する製作要領書に記載するとともに、<u>また、設置・撤去の記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出</u>しなければならない。 (1) 架設終了後、仮部材を鋼床版上面から 10mm 程度の位置で切断撤去する。 (2) 残存する仮部材及び溶接部は、グラインダにより切削除去し、鋼床版と同一平面となるようになめらかに仕上げる。 (3) 磁粉探傷試験により切削除去跡に溶接われ等の亀裂がないことを確認する。 (4) 亀裂を発見した場合は、速やかに報告するとともに、処理方法について協議しなければならない。	—8.5.7 吊金具等の仮部材の処置 1 受注者は、吊金具等の仮部材は、設計図書に定めるものを除き、本体部分に損傷を与えないようにすべて撤去し、撤去箇所をグラインダで仕上げ、現場継手部用の塗装系に従って塗装しなければならない。ただし、床版に埋まる箇所にある吊金具等の仮部材は本体部分より 10 mm だけ離れた部分で切断し、グラインダでなめらかに仕上げ、塗装を省略することができる。 2 受注者は、鋼床版の架設にあたり、溶接により鋼床版上面に設置した吊金具等の仮部材の処理については、次によるものとする。なお、受注者は、仮部材の設置にあたり、仮部材の設置位置、溶接方法、切断除去の方法及び検査方法について、6.3.1 に規定する製作要領書に記載しなければならない。 (1) 架設終了後、仮部材を鋼床版上面から 10mm 程度の位置で切断撤去する。 (2) 残存する仮部材及び溶接部は、グラインダにより切削除去し、鋼床版と同一平面となるようになめらかに仕上げる。 (3) 磁粉探傷試験により切削除去跡に溶接われ等の亀裂がないことを確認する。 (4) 亀裂を発見した場合は、速やかに報告するとともに、処理方法について協議しなければならない。	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 10 章 塗装工	第 10 章 塗装工	変更
第 1 節 一般事項	第 1 節 一般事項	
10.1.1 適用範囲 1 本章は、工場及び現場で施工する鋼構造物塗装工、鋼構造物溶融亜鉛めっき工並びに現場で施工するコンクリート構造物塗装工に関する工事に適用する。 2 設計図書において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成 29 年 8 月) 首都高速道路株式会社 橋梁塗装設計施工要領 (平成 18 年 4 月)(平成 25 年 12 月一部変更) <u>首都高速道路株式会社 土木工事安全衛生管理指針 (平成 30 年 9 月)</u>	10.1.1 適用範囲 1 本章は、工場及び現場で施工する鋼構造物塗装工、鋼構造物溶融亜鉛めっき工並びに現場で施工するコンクリート構造物塗装工に関する工事に適用する。 2 設計図書において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成 29 年 8 月) 首都高速道路株式会社 橋梁塗装設計施工要領 (平成 18 年 4 月)(平成 25 年 12 月一部変更)	追加
		(略)
第 2 節 材料	第 2 節 材料	
		(略)
10.2.2 塗料の品質 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月以内とする。 <u>ただし、やむを得ない理由によりこれを超えた場合には主任監督員と協議の上、抜き取り試験により品質を確認し、正常である場合には使用することができるが、この場合にあっても、製品に有効期限が設定されている場合にはこれを超えてはならない。</u>	10.2.2 塗料の品質 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月以内とする <u>ものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</u>	変更
		(略)
第 4 節 鋼構造物塗装工	第 4 節 鋼構造物塗装工	
		(略)
10.4.3 現場塗装工 1 受注者は、塗装に先立って、堅固な作業足場、防護設備等を設置しなければならない。 2 受注者は、他の受注者の施工した作業足場、防護設備等を使用して塗装を行う場合は、塗装開始前に作業足場、防護設備等を調査し、補強、移動及び撤去等の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。 <u>3 受注者は、現場塗装工の施工にあたっては、総則編 1.4.6 に規定する作業計画書を作成しなければならない。</u>	10.4.3 現場塗装工 1 受注者は、塗装に先立って、堅固な作業足場、防護設備等を設置しなければならない。 2 受注者は、他の受注者の施工した作業足場、防護設備等を使用して塗装を行う場合は、塗装開始前に作業足場、防護設備等を調査し、補強、移動及び撤去等の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。	追加
		(略)
第 6 節 コンクリート構造物塗装工	第 6 節 コンクリート構造物塗装工	
10.6.1 一般 1 受注者は、1.1.17 の規定に基づき、塗装工事の専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第 3 項の資格を有する者とは、コンクリート構造物塗装の施工管理経験が 3 年以上ある者とする。 2 受注者は、コンクリート <u>構造物塗装工の施工にあたっては、総則編 1.4.6 に規定する作業計画書を作成しなければならない。</u> <u>3 受注者は、コンクリートの</u> 塗装の施工条件については、「橋梁塗装設計施工要領」に準拠するものとする。 <u>4</u> 受注者は、二液混合型塗料を使用する場合は、混合比を確認し、混合後、 設計図書 に示す熟成時間を経て、可使時間内に塗装しなければならない。なお、 設計図書 に定めがない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。 <u>5</u> 受注者は、塗料は攪拌して使用しなければならない。 <u>6</u> 受注者は、塗装に先立って、堅固な作業足場、防護設備等を設置しなければならない。 <u>7</u> 受注者は、他の受注者の施工した作業足場、防護設備等を使用して塗装を行う場合は、塗装開始前に作業足場、防護設備等を調査し、補強、移動及び撤去等の必要が生じた場合は、監督職員と 協議 しなければならない。	10.6.1 一般 —1 受注者は、1.1.17 の規定に基づき、塗装工事の専任技術者を定めなければならない。この場合において、同第 3 項の資格を有する者とは、コンクリート構造物塗装の施工管理経験が 3 年以上ある者とする。 —2 受注者は、コンクリートの塗装の施工条件については、「橋梁塗装設計施工要領」に準拠するものとする。 —3 受注者は、二液混合型塗料を使用する場合は、混合比を確認し、混合後、 設計図書 に示す熟成時間を経て、可使時間内に塗装しなければならない。なお、 設計図書 に定めがない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。 —4 受注者は、塗料は攪拌して使用しなければならない。 —5 受注者は、塗装に先立って、堅固な作業足場、防護設備等を設置しなければならない。 —6 受注者は、他の受注者の施工した作業足場、防護設備等を使用して塗装を行う場合は、塗装開始前に作業足場、防護設備等を調査し、補強、移動及び撤去等の必要が生じた場合は、監督職員と 協議 しなければならない。 —7 受注者は、塗膜状態の外観確認にあたっては、鋼橋塗装設計・施工要領 5-1-6 に準拠して行わなければならない。	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
<u>8</u> 受注者は、塗膜状態の外観確認にあたっては、鋼橋塗装設計・施工要領 5-1-6 に準拠して行わなければならない。 <u>9</u> 受注者は、作業足場、防護設備等を撤去する場合は、塗膜を損傷しないようにしなければならない。	8 受注者は、作業足場、防護設備等を撤去する場合は、塗膜を損傷しないようにしなければならない。	
		(略)

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 12 章 非開削トンネル工	第 12 章 非開削トンネル工	
		(略)
第 3 節 測量及び調査	第 3 節 測量及び調査	
		(略)
12.3.3 調査 1 受注者は、シールド路線上及び立坑、作業基地付近の騒音・振動等の各種基準値を調査しその結果を 提出 しなければならない。 2 受注者は、道路幅員、道路種別、舗装種別と現況(舗装の亀裂、沈下等)等について調査しその結果を 提出 しなければならない。 3 受注者は、ボーリングや発注者が別途貸与する資料によって、施工に必要な地形、地層構成、土質、地下水、酸欠空気、メタンガス等の有害ガスの有無等について調査し、その結果を 提出 しなければならない。 <u>4</u> 受注者は、工事の施工に先立ち、シールド路線周辺の井戸等について水位・水深・水質等を調査・測定しておかなければならない。 <u>5</u> 受注者は、シールド工事に圧気工法を併用する場合は、噴発や酸欠空気の噴出等の事故防止を図るため、影響を受ける区域の井戸、横穴、ボーリング孔地下工事等を調査しなければならない。また、必要に応じて酸素濃度の測定をしておかなければならない。 <u>6</u> 受注者は、工事によって、枯渇、汚濁若しくは噴発等の恐れがある井戸等については、監視しながら施工しなければならない。	12.3.3 調査 1 受注者は、シールド路線上及び立坑、作業基地付近の騒音・振動等の各種基準値を調査しその結果を 提出 しなければならない。 2 受注者は、道路幅員、道路種別、舗装種別と現況(舗装の亀裂、沈下等)等について調査しその結果を 提出 しなければならない。 3 受注者は、ボーリングや発注者が別途貸与する資料によって、施工に必要な地形、地層構成、土質、地下水、酸欠空気、メタンガス等の有害ガスの有無等について調査しなければならない。 4 受注者は、ボーリングや発注者が別途貸与する資料によって、施工に必要な地形、地層構成、土質、地下水、酸欠空気、メタンガス等の有害ガスの有無等について調査し、その結果を 提出 しなければならない。 <u>5</u> 受注者は、工事の施工に先立ち、シールド路線周辺の井戸等について水位・水深・水質等を調査・測定しておかなければならない。 <u>6</u> 受注者は、シールド工事に圧気工法を併用する場合は、噴発や酸欠空気の噴出等の事故防止を図るため、影響を受ける区域の井戸、横穴、ボーリング孔地下工事等を調査しなければならない。また、必要に応じて酸素濃度の測定をしておかなければならない。 <u>7</u> 受注者は、工事によって、枯渇、汚濁若しくは噴発等の恐れがある井戸等については、監視しながら施工しなければならない。	変更
第 4 節 シールド機の製作工	第 4 節 シールド機の製作工	
		(略)
12.4.3 工場社内検査 1 受注者は、次の項目についてシールド機の工場社内検査を行い、その結果を 提出 しなければならない。なお、工場仮組立においては、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)の項目を実施しなければならない。また、監督職員が 指示 する場合は、現 <u>場</u> 監督員の 立会 を受けなければならない。 (1)材料検査 (2)機器検査 (3)溶接検査 (4)外観検査 (5)主要寸法検査 (6)無負荷作動試験 (7)電気絶縁抵抗試験 (8)その他監督職員の 指示 する検査及び試験 2 受注者は、第 2 編 16.3.9 の規定に基づき工場仮組立を実施しなければならない。 3 受注者は、シールド機の組立て時における真円度及び本体軸方向の曲りの許容誤差は、土木学会「トンネル標準示方書[シールド工法編]・同解説」によるものとする。 4 受注者は、シールド機の輸送にあたっては、輸送に適する形状に分割し、輸送途中にひずみその他の損傷を生じないようにしなければならない。	12.4.3 工場社内検査 1 受注者は、次の項目についてシールド機の工場社内検査を行い、その結果を 提出 しなければならない。なお、工場仮組立においては、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)の項目を実施しなければならない。また、監督職員が 指示 する場合は、現監督 <u>職員</u> の 立会 を受けなければならない。 (1)材料検査 (2)機器検査 (3)溶接検査 (4)外観検査 (5)主要寸法検査 (6)無負荷作動試験 (7)電気絶縁抵抗試験 (8)その他監督職員の 指示 する検査及び試験 2 受注者は、第 2 編 16.3.9 の規定に基づき工場仮組立を実施しなければならない。 3 受注者は、シールド機の組立て時における真円度及び本体軸方向の曲りの許容誤差は、土木学会「トンネル標準示方書[シールド工法編]・同解説」によるものとする。 4 受注者は、シールド機の輸送にあたっては、輸送に適する形状に分割し、輸送途中にひずみその他の損傷を生じないようにしなければならない。	変更
		(略)
第 5 節 セグメントの製作工	第 5 節 セグメントの製作工	
		(略)
12.5.5 試験及び検査 1 コンクリートの品質管理については、第 1 編 7.8.2 の規定による。 2 溶接部の品質管理については、第 1 編第 8 章第 3 節の規定による。 3 受注者は、鉄筋かごの検査にあたっては、鉄筋かごの全数について、かごの外観・形状、鉄筋の種類・	12.5.5 試験及び検査 1 コンクリートの品質管理については、第 1 編 7.8.2 の規定による。 2 溶接部の品質管理については、第 1 編第 8 章第 3 節の規定による。 3 受注者は、鉄筋かごの検査にあたっては、鉄筋かごの全数について、かごの外観・形状、鉄筋の種類・	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
径、鉄筋の配置、緊結について社内検査し、その結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 4 受注者は、鋳造品の試験及び検査は、JIS G 5502(球状黒鉛鋳鉄品)に規定する化学分析、強度試験及び顕微鏡組織検査等の試験成績証明書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 5 受注者は、継手金具の製品検査は、セグメント製作数 400 リングごとに各継手金具 3 個の割合で外観検査、寸法検査、ダイチェック検査について社内検査し、その結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 6 受注者は、ボルト、ナット、座金の品質については、規格証明書によるものとし、セグメント製作数 400 リングごとに 3 組の割合で外観、形状、寸法、ねじ精度、機械的性質の社内検査を行い、その結果並びに規格証明書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 7 受注者は、ダクタイルセグメントの材料試験及び検査については、次によらなければならない。なお、引張試験は監督職員立会で行わなければならない。 (1) 1 溶解ごとに社内試験及び検査を行うこと。 (2) JIS G 5502 に定める分析試験を行うこと。 (3) JIS G 5502 に定める方法で、JIS Z 2241(金属材料引張試験方法)の引張試験を行うこと。 (4) (3)の試験片毎に、球状化率、基礎組織状況等について検査を行い、20 バッチに 1 回の割合で顕微鏡組織写真を撮ること。 8 受注者は、鉄筋コンクリートセグメントについては、外観及び寸法検査を、製品全数について行わなければならない。また、ダクタイルセグメントについては、目視検査は、製品全数にについて行い、ダイチェック検査は、製品数 100 リングに 1 回の割合で行うものとする。また、端数については、50 リング以上の場合、1 回の割合で任意に選び出したセグメントについて行うものとし、検査箇所は、セグメント内面の四隅の部分とする。なお、この場合の寸法許容誤差は設計図書の定め又は監督職員の指示によらなければならない。 9 受注者は、セグメントの仮組立検査は、監督職員立会のもとに製作数 400 リングごとに 1 回の割合で、コンクリートの定盤上において水平に千鳥で 2 組に組み立てて行わなければならない。なお、この場合の寸法許容誤差は設計図書の定め又は監督職員の指示によらなければならない。 10 受注者は、セグメントの載荷試験は、次によらなければならない。なお、載荷試験に使用した鉄筋コンクリートセグメントは、再使用してはならない。ただし、ダクタイルセグメント及び鋼製セグメントについては、有害な変形、残留ひずみがないことを確認し、監督職員の承諾を得れば、本工事に使用できるものとする。 (1) 監督職員立会いで行うこと。 (2) 単体曲げ強度試験は製作数 400 リングごと、かつ各工場ごとに 1 回以上行うこと。 (3) 継手曲げ強度試験は製作数 800 リングごと、かつ各工場ごとに 1 回以上行うこと。 (4) 推力試験は製作数 400 リングごと、かつ各工場ごとに 1 回以上行うこと。ただし、平板形セグメントの場合は試作時のみとする。	径、鉄筋の配置、緊結について社内検査し、その結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 4 受注者は、鋳造品の試験及び検査は、JIS G 5502(球状黒鉛鋳鉄品)に規定する化学分析、強度試験及び顕微鏡組織検査等の試験成績証明書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 5 受注者は、継手金具の製品検査は、セグメント製作数 400 リングごとに各継手金具 3 個の割合で外観検査、寸法検査、ダイチェック検査について社内検査し、その結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 6 受注者は、ボルト、ナット、座金の品質については、規格証明書によるものとし、セグメント製作数 400 リングごとに 3 組の割合で外観、形状、寸法、ねじ精度、機械的性質の社内検査を行い、その結果並びに規格証明書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 7 受注者は、ダクタイルセグメントの材料試験及び検査については、次によらなければならない。なお、引張試験は監督職員立会で行わなければならない。 (1) 1 溶解ごとに社内試験及び検査を行うこと。 (2) JIS G 5502 に定める分析試験を行うこと。 (3) JIS G 5502 に定める方法で、JIS Z 2241(金属材料引張試験方法)の引張試験を行うこと。 (4) (3)の試験片毎に、球状化率、基礎組織状況等について検査を行い、20 バッチに 1 回の割合で顕微鏡組織写真を撮ること。 8 受注者は、鉄筋コンクリートセグメントについては、外観及び寸法検査を、製品全数について行わなければならない。また、ダクタイルセグメントについては、目視検査は、製品全数にについて行い、ダイチェック検査は、製品数 100 リングに 1 回の割合で行うものとする。また、端数については、50 リング以上の場合、1 回の割合で任意に選び出したセグメントについて行うものとし、検査箇所は、セグメント内面の四隅の部分とする。なお、この場合の寸法許容誤差は設計図書の定め又は監督職員の指示によらなければならない。 9 受注者は、セグメントの仮組立検査は、監督職員立会のもとに製作数 400 リングごとに 1 回の割合で、コンクリートの定盤上において水平に千鳥で 2 組に組み立てて行わなければならない。なお、この場合の寸法許容誤差は設計図書の定め又は監督職員の指示によらなければならない。 10 受注者は、セグメントの載荷試験は、次によらなければならない。なお、載荷試験に使用した鉄筋コンクリートセグメントは、再使用してはならない。ただし、ダクタイルセグメント及び鋼製セグメントについては、有害な変形、残留ひずみがないことを確認し、監督職員の承認を得れば、本工事に使用できるものとする。 (1) 監督職員立会いで行うこと。 (2) 単体曲げ強度試験は製作数 400 リングごと、かつ各工場ごとに 1 回以上行うこと。 (3) 継手曲げ強度試験は製作数 800 リングごと、かつ各工場ごとに 1 回以上行うこと。 (4) 推力試験は製作数 400 リングごと、かつ各工場ごとに 1 回以上行うこと。ただし、平板形セグメントの場合は試作時のみとする。	
		(略)

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)		旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)		改訂内容
第 14 章　コンクリート上部工		第 14 章　コンクリート上部工		
第 1 節　一般事項		第 1 節　一般事項		
14.1.1　適用範囲		14.1.1　適用範囲		変更
1　本章は、高架橋築造に伴う場所打ちコンクリート上部工及びプレキャストコンクリート上部工の施工に関するコンクリート構造物工、グラウト工、プレキャスト部材の製作工、仮設工、排水施設工、塗装工、床版工、橋梁付属物工、その他これら構造物構築に必要な工種に適用する。 2　本章に特に定めのない事項については、第 5 章仮設工、第 7 章コンクリート構造物工、第 9 章排水施設工、第 10 章塗装工、第 15 章床版工、第 16 章第 6 節橋梁付属物工の規定による。 3　設計図書において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路株式会社　橋梁構造物設計施工要領（平成 27 年 6 月） 土木学会　プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成 10 年 2 月) 土木学会　2017 年制定　コンクリート標準示方書〔施工編〕(平成 30 年 3 月) 日本道路協会　道路橋示方書・同解説　Ⅰ 共通編（平成 29 年 11 月） 日本道路協会　道路橋示方書・同解説　Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編（平成 29 年 11 月） 日本道路協会　コンクリート道路橋設計便覧（平成 6 年 2 月） 日本道路協会　コンクリート道路橋施工便覧（平成 10 年 1 月） 日本道路協会　プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート T げた道路橋設計施工指針（平成 4 年 10 月） 日本道路協会　道路橋支承便覧(改訂版)（平成 <u>30</u> 年 <u>12</u> 月） 1　本章は、高架橋築造に伴う場所打ちコンクリート上部工及びプレキャストコンクリート上部工の施工に関するコンクリート構造物工、グラウト工、プレキャスト部材の製作工、仮設工、排水施設工、塗装工、床版工、橋梁付属物工、その他これら構造物構築に必要な工種に適用する。 2　本章に特に定めのない事項については、第 5 章仮設工、第 7 章コンクリート構造物工、第 9 章排水施設工、第 10 章塗装工、第 15 章床版工、第 16 章第 6 節橋梁付属物工の規定による。 3　設計図書において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路株式会社　橋梁構造物設計施工要領（平成 27 年 6 月） 土木学会　プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成 10 年 2 月) 土木学会　2017 年制定　コンクリート標準示方書〔施工編〕(平成 30 年 3 月) 日本道路協会　道路橋示方書・同解説　Ⅰ 共通編（平成 29 年 11 月） 日本道路協会　道路橋示方書・同解説　Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編（平成 29 年 11 月） 日本道路協会　コンクリート道路橋設計便覧（平成 6 年 2 月） 日本道路協会　コンクリート道路橋施工便覧（平成 10 年 1 月） 日本道路協会　プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート T げた道路橋設計施工指針（平成 4 年 10 月） 日本道路協会　道路橋支承便覧(改訂版)（平成 16 年 4 月）				
				(略)

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 15 章 床版工	第 15 章 床版工	
第 1 節 一般事項	第 1 節 一般事項	
15.1.1 適用範囲 1 本章は、場所打ち鉄筋コンクリートで構築する高架橋の床版及び高欄・地覆の工事に伴う仮設工、鉄筋コンクリート工、 <u>その他</u> 関連する作業に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第 5 章仮設工、第 7 章コンクリート構造物工、第 9 章排水施設工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成 27 年 6 月) 首都高速道路株式会社 舗装設計施工要領 (平成 27 年 4 月) 首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領(排水施設編) (平成 23 年 1 月) 首都高速道路株式会社 附属施設物標準図集(排水施設編) (平成 23 年 1 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編 (平成 29 年 11 月) 土木学会 <u>2017 年制定</u> コンクリート標準示方書〔施工編〕(平成 <u>30</u> 年 3 月)	15.1.1 適用範囲 1 本章は、場所打ち鉄筋コンクリートで構築する高架橋の床版及び高欄・地覆の工事に伴う仮設工、鉄筋コンクリート工その他関連する作業に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、第 5 章仮設工、第 7 章コンクリート構造物工、第 9 章排水施設工の規定による。 3 設計図書 において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成 27 年 6 月) 首都高速道路株式会社 舗装設計施工要領 (平成 27 年 4 月) 首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領(排水施設編) (平成 23 年 1 月) 首都高速道路株式会社 附属施設物標準図集(排水施設編) (平成 23 年 1 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編 (平成 29 年 11 月) 土木学会 コンクリート標準示方書〔施工編〕 (平成 25 年 3 月)	<u>変更</u>
		(略)

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 16 章 鋼上部・橋脚工	第 16 章 鋼上部・橋脚工	
第 1 節 一般事項	第 1 節 一般事項	
16.1.1 適用範囲 1 本章は、鋼橋上部構造工事、鋼橋脚工事及び鉄骨鉄筋コンクリートのうち、鉄骨に関する工場製作工、塗装工、輸送工、架設工、橋梁付属物工、排水施設工、仮設工の工事に適用する。 ただし、引張強度が 785N/mm²級以上の高張力鋼材を用いる工事には適用しない。 2 本章に特に定めのない事項については、第 5 章仮設工、第 8 章鋼構造物工、第 9 章排水施設工、第 10 章塗装工、第 15 章床版工の規定による。 3 設計図書において特に定めのない事項については、次による他、最新の基準類や報文等の知見を考慮すること。 首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成 27 年 6 月) 首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成 29 年 8 月) 首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領(伸縮装置編) (平成 21 年 12 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説Ⅰ 共通編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説Ⅳ 下部構造編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説Ⅴ 耐震設計編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(改訂版) (平成 27 年 4 月) 日本道路協会 道路橋支承便覧(改訂版) (平成 <u>30</u> 年 <u>12</u> 月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成 14 年 3 月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)	16.1.1 適用範囲 1 本章は、鋼橋上部構造工事、鋼橋脚工事及び鉄骨鉄筋コンクリートのうち、鉄骨に関する工場製作工、塗装工、輸送工、架設工、橋梁付属物工、排水施設工、仮設工の工事に適用する。 ただし、引張強度が 785N/mm²級以上の高張力鋼材を用いる工事には適用しない。 2 本章に特に定めのない事項については、第 5 章仮設工、第 8 章鋼構造物工、第 9 章排水施設工、第 10 章塗装工、第 15 章床版工の規定による。 3 設計図書において特に定めのない事項については、次による他、最新の基準類や報文等の知見を考慮すること。 首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成 27 年 6 月) 首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成 29 年 8 月) 首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領(伸縮装置編) (平成 21 年 12 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説Ⅰ 共通編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説Ⅳ 下部構造編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説Ⅴ 耐震設計編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(改訂版) (平成 27 年 4 月) 日本道路協会 道路橋支承便覧(改訂版) (平成 16 年 4 月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成 14 年 3 月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)	変更
		(略)
第 3 節 工場製作工	第 3 節 工場製作工	
		(略)
16.3.4 鋼板・形鋼等の溶接施工 1 受注者は、工場内で溶接を行うものとし、やむをえず現場で取り付ける場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て、工場溶接と同等以上の品質となるように施工管理しなければならない。ただし、アークスタッド溶接は除くものとする。 2 受注者は、母材の鋼種、板厚、溶接方法、溶接条件及び溶接材料が、次のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行い、破壊試験にて品質の確認を行わなければならない。ただし、二次部材については、疲労上問題となる懸念のある構造や溶接作業性に劣る狭隘部の溶接を行う場合以外は、除くものとする。 なお、すでに同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験を持つ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、設計図書に関して監督職員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略できるものとする。 (1) 板厚が 50 mmを超える溶接構造用圧延鋼材(JIS Z 3106) (2) 板厚が 40 mmを超える溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材(JIS Z 3114) (3) 被覆アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO₂ ガスあるいは Ar と CO₂ の混合ガス)、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 (4) 溶接姿勢が下向き及び横向き以外である場合 (5) SM570 又は SMA570W において 1 パスの入熱量が 70,000J/cmを超える場合 (6) 土木材料共通仕様書に定めのない溶接材料を使用する場合 (7) 過去に使用実績のないところから材料供給を受ける場合 (8) 鋼床版の U リブとデッキプレートの溶接 (9) 3 方向の完全溶け込み溶接線が交わる構造の場合 (10) 疲労上問題となる懸念のある構造の場合 (11) 溶接作業性に劣る狭隘部で溶接を行う場合 (12) 監督職員が指示した場合 3 受注者は、溶接施工試験の実施にあたっては、次によらなければならない。	16.3.4 鋼板・形鋼等の溶接施工 1 受注者は、工場内で溶接を行うものとし、やむをえず現場で取り付ける場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て、工場溶接と同等以上の品質となるように施工管理しなければならない。ただし、アークスタッド溶接は除くものとする。 2 受注者は、母材の鋼種、板厚、溶接方法、溶接条件及び溶接材料が、次のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行い、破壊試験にて品質の確認を行わなければならない。ただし、二次部材については、疲労上問題となる懸念のある構造や溶接作業性に劣る狭隘部の溶接を行う場合以外は、除くものとする。 なお、すでに同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験を持つ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、設計図書に関して監督職員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略できるものとする。 (1) 板厚が 50 mmを超える溶接構造用圧延鋼材(JIS Z 3106) (2) 板厚が 40 mmを超える溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材(JIS Z 3114) (3) 被覆アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO₂ ガスあるいは Ar と CO₂ の混合ガス)、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 (4) 溶接姿勢が下向き及び横向き以外である場合 (5) SM570 又は SMA570W において 1 パスの入熱量が 70,000J/cmを超える場合 (6) 土木材料共通仕様書に定めのない溶接材料を使用する場合 (7) 過去に使用実績のないところから材料供給を受ける場合 (8) 鋼床版の U リブとデッキプレートの溶接 (9) 3 方向の完全溶け込み溶接線が交わる構造の場合 (10) 疲労上問題となる懸念のある構造の場合 (11) 溶接作業性に劣る狭隘部で溶接を行う場合 (12) 監督職員が指示した場合 3 受注者は、溶接施工試験の実施にあたっては、次によらなければならない。	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
(1) 試験項目は、「道路橋示方書・同解説 <u>Ⅱ鋼橋・鋼部材編</u>」に示す項目から選定し、溶接施工試験計画書に記載して提出すること。なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定、その他は「道路橋示方書・同解説 <u>Ⅱ鋼橋・鋼部材編</u>」によること。 (2) 溶接施工試験では、非破壊検査を実施し、検査手法・有効性の確認も行うこと。 (3) 溶接施工試験の結果、溶接施工条件が不適当と判定された場合は、施工条件、材料、溶接機の設定条件を検討して、再度溶接施工試験を行うこと。なお、再試験は、最初の個数の2倍とする。 (4) 溶接施工試験完了後、溶接施工試験報告書を、整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 4 受注者は、同一条件の溶接施工試験を当社の鋼<u>構造物</u>工事又は他の公共企業体の鋼<u>構造物</u>工事において実施した実績がある場合、<u>その実績のある工事がしゅん功後 2 年以内であれば、</u>製作要領書にその旨記載し、その試験報告書を提出することにより、溶接施工試験を省略することができる。ただし、溶接施工試験を省略する場合は、溶接施工に従事する溶接工に対して、採用する溶接方法の訓練を行わなければならない。 5 鋼板・形鋼等の溶接施工について、本節に定めのない事項は、8.3.4の規定による。	(1) 試験項目は、「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)」に示す項目から選定し、溶接施工試験計画書に記載して提出すること。なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定、その他は「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)」によること。 (2) 溶接施工試験では、非破壊検査を実施し、検査手法・有効性の確認も行うこと。 (3) 溶接施工試験の結果、溶接施工条件が不適当と判定された場合は、施工条件、材料、溶接機の設定条件を検討して、再度溶接施工試験を行うこと。なお、再試験は、最初の個数の2倍とする。 (4) 溶接施工試験完了後、溶接施工試験報告書を、整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 4 受注者は、同一条件の溶接施工試験を <u>2年以内に</u>当社の鋼<u>橋</u>工事又は他の公共企業体の鋼<u>橋</u>工事において実施した実績がある場合は、製作要領書にその旨記載し、その試験報告書を提出することにより、溶接施工試験を省略することができる。ただし、溶接施工試験を省略する場合は、溶接施工に従事する溶接工に対して、採用する溶接方法の訓練を行わなければならない。 5 鋼板・形鋼等の溶接施工について、本節に定めのない事項は、8.3.4の規定による。	
		(略)
第 5 節 架設工	第 5 節 架設工	
		(略)
16.5.5 トルシア形高力ボルト摩擦接合継手 受注者は、トルシア形高力ボルトの施工については、「道路橋示方書・同解説 Ⅱ鋼橋・<u>鋼部材編</u>」によらなければならない。	16.5.5 トルシア形高力ボルト摩擦接合継手 受注者は、トルシア形高力ボルトの施工については、「道路橋示方書・同解説 Ⅱ鋼橋編(平成 14 年 3 月)」によらなければならない。	<u>変更</u>
		(略)

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 19 章 道路付属物工	第 19 章 道路付属物工	
		(略)
第 5 節 標識工	第 5 節 標識工	
		(略)
19.5.3 工場製作工 1 受注者は、製作前に電気設備工事等の受注者と十分な調整を行わなければならない。 2 受注者は、製作要領書を 提出 しなければならない。また、主任技術者等を定めなければならない。なお、製作要領書及び主任技術者等については、8.3.1 の規定によるものとする。 3 受注者は、 設計図書 の定め又は監督職員の 指示 がある場合は、原寸作業を行わなければならない。なお、原寸については、8.3.2 の規定によるものとする。 4 受注者は、孔あけについては、 設計図書 に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用によって行わなければならない。また、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取らなければならない。なお、工作について、定めのない事項は、第 1 編 8.3.3 の規定によるものとする。 5 鋼板・形鋼等の溶接施工については、8.3.4 の規定による。 <u>6 標識基板の加工にあたって、基板と補強材との接合は電気溶接とし、基板にはひずみが生じないようにしなければならない。</u> <u>7</u> ボルト孔及び材片の組合わせ精度については、8.3.6、8.3.7 の規定によるものとする。 <u>8</u> 溶接部の品質確認及び欠陥部の補修については、8.3.8、8.3.9 の規定によるものとする。 <u>9</u> 受注者は、各部材の製作完了後、仮組立を行わなければならない。なお、仮組立については、8.3.10 の規定によるものとする。 <u>10</u> 製作した部材の保管については、8.3.11 の規定によるものとする。 <u>11</u> 塗装については、第 10 章塗装工の規定によるものとする。	19.5.3 工場製作工 1 受注者は、製作前に電気設備工事等の受注者と十分な調整を行わなければならない。 2 受注者は、製作要領書を 提出 しなければならない。また、主任技術者等を定めなければならない。なお、製作要領書及び主任技術者等については、8.3.1 の規定によるものとする。 3 受注者は、 設計図書 の定め又は監督職員の 指示 がある場合は、原寸作業を行わなければならない。なお、原寸については、8.3.2 の規定によるものとする。 4 受注者は、孔あけについては、 設計図書 に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用によって行わなければならない。また、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取らなければならない。なお、工作について、定めのない事項は、第 1 編 8.3.3 の規定によるものとする。 5 鋼板・形鋼等の溶接施工については、8.3.4 の規定による。 6 ボルト孔及び材片の組合わせ精度については、8.3.6、8.3.7 の規定によるものとする。 7 溶接部の品質確認及び欠陥部の補修については、8.3.8、8.3.9 の規定によるものとする。 8 受注者は、各部材の製作完了後、仮組立を行わなければならない。なお、仮組立については、8.3.10 の規定によるものとする。 9 製作した部材の保管については、8.3.11 の規定によるものとする。 10 塗装については、第 10 章塗装工の規定によるものとする。	<u>変更</u>
		(略)
第 7 節 管理標設置工	第 7 節 管理標設置工	
19.7.1 施工 管理標設置工については、 <u>第 5 節 標識工、第 10 章塗装工の規定</u> によるものとする。	19.7.1 施工 管理標設置工については、 首都高速道路管理番号等設置要領 によるものとする。	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 4 編 維持修繕土木工事	第 4 編 維持修繕土木工事	
第 41 章 鋼構造物工	第 41 章 鋼構造物工	
第 1 節 一般事項		追加
41.1.1 適用 1 本章は、鋼構造物工として、工場製作工、工場塗装工、工場製品輸送工、鋼構造物架設工、既設鋼構造物の加工、既設鋼構造物のき裂補修工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 本章に特に定めのない事項については、第 8 章鋼構造物工及び第 10 章塗装工の規定によるものとする。	41.1 適用 1 本章は、鋼構造物工として、工場製作工、工場塗装工、工場製品輸送工、鋼構造物架設工、既設鋼構造物の加工、既設鋼構造物のき裂補修工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 本章に特に定めのない事項については、第 8 章鋼構造物工及び第 10 章塗装工の規定によるものとする。	追加
3 <u>設計図書</u> において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領</u> (平成 27 年 6 月) <u>首都高速道路株式会社 橋梁塗装設計施工要領</u> (平成 18 年 4 月) <u>首都高速道路株式会社 コンクリート床版補強設計施工要領</u> (平成 26 年 8 月) <u>首都高速道路公団 補修用エポキシ樹脂施工基準</u> (平成 8 年 5 月) <u>首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領 第 2 編〔伸縮装置編〕</u> (平成 21 年 2 月) <u>首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領(遮音壁編)</u> (平成 21 年 12 月) <u>首都高速道路株式会社 附属施設物標準図集(遮音壁編)</u> (平成 21 年 12 月) <u>首都高速道路株式会社 既設橋梁構造物補修・補強要領</u> (鋼製橋脚隅角部の補強設計施工編) (平成 19 年 7 月) <u>首都高速道路株式会社 附属施設物設計施工要領(高架橋避難階段編)</u> (平成 21 年 12 月) <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編</u> (平成 29 年 11 月) <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編</u> (平成 29 年 11 月) <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編</u> (平成 29 年 11 月) <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編</u> (平成 29 年 11 月)	41.2 適用すべき諸基準 受注者は、<u>設計図書</u>において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <u>首都高速道路公団 橋梁構造物設計要領</u> (平成 15 年 5 月) <u>首都高速道路公団 支承・落橋防止システム設計要領</u> (平成 9 年 9 月) <u>首都高速道路公団 鋼橋塗装設計・施工要領</u> (平成 14 年 6 月) <u>首都高速道路公団 RC 床版の補強設計・施工要領</u> (平成 17 年 7 月) <u>首都高速道路公団 高力ボルト補修要領</u> (平成 17 年 7 月) <u>首都高速道路公団 現場溶接施工管理要領</u> (平成 9 年 4 月) <u>首都高速道路公団 補修用エポキシ樹脂施工基準</u> (平成 8 年 5 月) <u>首都高速道路公団 伸縮継手補修要領</u> (平成 17 年 7 月) <u>首都高速道路公団 伸縮装置設計・施工要領</u> (平成 13 年 12 月) <u>首都高速道路公団 遮音壁設計要領</u> (平成 15 年 5 月) <u>首都高速道路公団 遮音壁標準図集</u> (平成 15 年 5 月) <u>首都高速道路公団 高欄補強設計要領(案)</u> (昭和 56 年 2 月) <u>首都高速道路公団 トルシア形高力ボルト施工管理要領</u> (昭和 58 年 4 月) <u>首都高速道路公団 鋼 I 桁の疲労損傷に対する補修要領</u> (平成 17 年 7 月) <u>首都高速道路公団 鋼製橋脚隅角部の補強設計施工要領(案)</u> (平成 15 年 7 月) <u>首都高速道路公団 避難階段設計要領</u> (平成 17 年 7 月) <u>首都高速道路公団 橋梁用常設点検通路設置要領(案)</u> (昭和 61 年 1 月) <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I、II、IV、V)</u> (平成 24 年 3 月)	変更
4 受注者は、鋼構造物工の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 5 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について 報告 しなければならない。 6 受注者は、鋼構造物補修箇所及びその周辺に異常を発見したときは、 報告 し、 指示 を受けなければならない。 7 受注者は、高架下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。	41.3 一般事項 1 受注者は、鋼構造物工の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。 3 受注者は、鋼構造物補修箇所及びその周辺に異常を発見したときは、報告し、指示を受けなければならない。 4 受注者は、高架下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。	削除
第 2 節 工場製作工		
41.2.1 工場製作工 1 工場製作工については、8.3 工場製作工の規定によるものとする。 2 受注者は、製作要領書に記載する項目について、 設計図書 に示した場合又は監督職員の 承諾 を得た場合は、項目の全部又は一部を省略することができる。	41.4 工場製作工 1 工場製作工については、8.3 工場製作工の規定によるものとする。 2 受注者は、製作要領書に記載する項目について、 設計図書 に示した場合又は監督職員の 承諾 を得た場合は、項目の全部又は一部を省略することができる。	変更
41.2.2 工場塗装工 1 工場塗装工の施工については、10.4.2 工場塗装工の規定によるものとする。 2 溶融亜鉛めっきについては、6.11 溶融亜鉛めっきの規定によるほか、以下の規定によらなければならない。 (1)亜鉛の付着量は、 設計図書 によるものとするが、特に定めのない場合は、10.5 溶融亜鉛めっき工の	41.5 工場塗装工 1 工場塗装工の施工については、10.4.2 工場塗装工の規定によるものとする。 2 溶融亜鉛めっきについては、6.11 溶融亜鉛めっきの規定によるほか、以下の規定によらなければならない。 (1)亜鉛の付着量は、 設計図書 によるものとするが、特に定めのない場合は、10.5 溶融亜鉛めっき工の	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
規定によるものとする。 (2)亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合<u>には以下によらなければならない。</u> ①受注者は、亜鉛めっき後工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理等の下地処理を行わなければならない。 ②受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20 μ m 以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。 (3)亜鉛めっき地肌のままの場合<u>には、</u>受注者は、部材に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 3 受注者は、ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、前項(2)の規定によらなければならない。ただし、ステンレス製のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。 4 受注者は、ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、前項(3)の規定によらなくてはならない。 5 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジंकリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。 6 ジंकリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は 2 回塗りで 400～500g/m²、又は、塗装厚は 2 回塗りで、40～50 μ m とするものとする。 7 ジंकリッチ塗装の塗り重ねは、塗装 1 時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行うものとする。	規定によるものとする。 (2)亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合 ①受注者は、亜鉛めっき後工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理等の下地処理を行わなければならない。 ②受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20 μ m 以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。 (3)亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、部材に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 3 受注者は、ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、前項(2)の規定によらなければならない。ただし、ステンレス製のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。 4 受注者は、ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、前項(3)の規定によらなくてはならない。 5 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジंकリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。 6 ジंकリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は 2 回塗りで 400～500g/m²、又は、塗装厚は 2 回塗りで、40～50 μ m とするものとする。 7 ジंकリッチ塗装の塗り重ねは、塗装 1 時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行うものとする。	
第 3 節 輸送工		<u>追加</u>
41. <u>3.1</u> 工場製品輸送工 工場製品輸送工については、8.4 輸送工の規定によるものとする。	41. 6 工場製品輸送工 工場製品輸送工については、8.4 輸送工の規定によるものとする。	<u>変更</u>
第 4 節 施工		<u>追加</u>
41. <u>4.1</u> 既設鋼構造物の加工 1 受注者は、現地調査の結果、 設計図書 に示す既設鋼構造物の加工内容に変更が生じた場合は、監督職員に 報告 し、 指示 を受けなければならない。 2 受注者は、既設鋼構造物の鋼材に孔明けを行う場合は、 設計図書 に示す径にドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。なお、孔明けによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取るものとする。 3 受注者は、既設鋼構造物を切断する場合は、端面を 10 mm程度残して切断し、切断面はグラインダ等で平滑に仕上げなければならない。 4 受注者は、既設鋼構造物に現場溶接を行う場合は、8.5.7 現場溶接継手の規定によるものとする。 5 受注者は、現場継手工において既設鋼構造物に現場溶接施工をする場合は、 設計図書 に規定するケレンを行わなければならない。また、特に定めのない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。 6 受注者は、既設鋼構造物の塗装面に、切断又は熱影響による損傷を与えた場合は、補修しなければならない。 7 高力ボルトの補修については、 <u>設計図書もしくは監督職員の指示</u> によるものとする。	41.7 既設鋼構造物の加工 1 受注者は、現地調査の結果、 設計図書 に示す既設鋼構造物の加工内容に変更が生じた場合は、監督職員に 報告 し、 指示 を受けなければならない。 2 受注者は、既設鋼構造物の鋼材に孔明けを行う場合は、 設計図書 に示す径にドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。なお、孔明けによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取るものとする。 3 受注者は、既設鋼構造物を切断する場合は、端面を 10 mm程度残して切断し、切断面はグラインダ等で平滑に仕上げなければならない。 4 受注者は、既設鋼構造物に現場溶接を行う場合は、8.5.7 現場溶接継手の規定によるものとする。 5 受注者は、現場継手工において既設鋼構造物に現場溶接施工をする場合は、 設計図書 に規定するケレンを行わなければならない。また、特に定めのない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。 6 受注者は、既設鋼構造物の塗装面に、切断又は熱影響による損傷を与えた場合は、補修しなければならない。 7 高力ボルトの補修については、 「高力ボルト補修要領」 <u>の規定</u> によるものとする。	<u>変更</u>
41. <u>4.2</u> 既設鋼構造物のき裂補修工 1 受注者は、き裂補修方法を示した書面を作成し、監督職員の 承諾 を受けなければならない。 2 受注者は、き裂補修完了後、以下に記す内容について監督職員の 立会 を受けなければならない。なお、監督職員より別途 指示 された場合は、その 指示 によるものとする。 (1)外観 (2)仕上げ状況 (3)磁粉探傷試験結果 (4)超音波探傷試験結果(完全溶込み溶接補修を行う場合) (5)現場溶接管理シート(溶接補修を行う場合) (6)その他監督職員の指示する事項 3 受注者は、非破壊試験を行う者の資格については、 <u>「道路橋示方書・同解説Ⅱ 鋼橋・鋼部材編」20.8.6</u> 外部きず検査、同 <u>20.8.7</u> 内部きず検査によらなければならない。 4 受注者は、非破壊試験を行う者の資格者証の写しを施工計画書等に添付しなければならない。 5 受注者は、作業時に他のき裂等の損傷を発見した場合、監督職員に 報告 しなければならない。 6 受注者は、き裂の補修において既設鋼構造物の塗装復旧を行う範囲について、以下に記す範囲の自由縁となる加工面の角は、R=2mm 程度の曲面にグラインダ仕上げを行わなければならない。 (1)主桁下フランジコバ面	41.8 既設鋼構造物のき裂補修工 1 受注者は、き裂補修方法を示した書面を作成し、監督職員の 承諾 を受けなければならない。 2 受注者は、き裂補修完了後、以下に記す内容について監督職員の 立会 を受けなければならない。なお、監督職員より別途 指示 された場合は、その 指示 によるものとする。 (1)外観 (2)仕上げ状況 (3)磁粉探傷試験結果 (4)超音波探傷試験結果(完全溶込み溶接補修を行う場合) (5)現場溶接管理シート(溶接補修を行う場合) (6)その他監督職員の指示する事項 3 受注者は、非破壊試験を行う者の資格については、道路橋示方書・同解説Ⅱ 鋼橋編 18.4.6 外部きず検査、同 18.4.7 内部きず検査によらなければならない。 4 受注者は、非破壊試験を行う者の資格者証の写しを施工計画書等に添付しなければならない。 5 受注者は、作業時に他のき裂等の損傷を発見した場合、監督職員に 報告 しなければならない。 6 受注者は、き裂の補修において既設鋼構造物の塗装復旧を行う範囲について、以下に記す範囲の自由縁となる加工面の角は、R=2mm 程度の曲面にグラインダ仕上げを行わなければならない。 (1)主桁下フランジコバ面	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
(2)桁端部 2m 程度内にある部材のコバ面 なお、監督職員より別途 指示 された場合は、その 指示 によるものとする。 7 受注者は、き裂を補修後、塗装の補修方法について監督職員の 承諾 を受けなければならない。	(2)桁端部 2m 程度内にある部材のコバ面 なお、監督職員より別途 指示 された場合は、その 指示 によるものとする。 7 受注者は、き裂を補修後、塗装の補修方法について監督職員の 承諾 を受けなければならない。	
41. <u>4.3</u> 架設工 1 受注者は、架設作業にあたり、切断又は熱影響により周辺部材に悪影響を与えないように施工しなければならない。 2 受注者は、架設作業にあたり、既設構造物に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤ等で損傷する恐れのある部分は、保護しなければならない。 3 架設工については、第 8 章 8.5 架設工の規定によるものとする。	41.9 架設工 1 受注者は、架設作業にあたり、切断又は熱影響により周辺部材に悪影響を与えないように施工しなければならない。 2 受注者は、架設作業にあたり、既設構造物に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤ等で損傷する恐れのある部分は、保護しなければならない。 3 架設工については、第 8 章 8.5 架設工の規定によるものとする。	<u>変更</u>
41. <u>4.4</u> 現場塗装工 現場塗装については、第 44 章 塗装補修工の規定によるものとする。	41. 10 現場塗装工 現場塗装については、第 44 章 塗装補修工 事 の規定によるものとする。	<u>変更</u>
41. <u>4.5</u> 仮設工 仮設工については、第 5 章 仮設工の規定によるものとする。	41. 11 仮設工 仮設工については、第 5 章 仮設工の規定によるものとする。	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 44 章 塗装補修工	第 44 章 塗装補修工	
第 1 節 一般事項		追加
44. 1. 1 適用 1 本章は、塗装補修工として、鋼構造物現場塗装工、付属物塗装工、コンクリート面塗装工、張紙防止塗装工、高欄水切部補修工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 本章に特に定めのない事項については、第 10 章 塗装工の規定によるものとする。	44. 1 適用 —1 本章は、塗装補修工として、鋼構造物現場塗装工、付属物塗装工、コンクリート面塗装工、張紙防止塗装工、高欄水切部補修工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。 —2 本章に特に定めのない事項については、第 10 章 塗装工の規定によるものとする。	変更
3 設計図書において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成 29 年 8 月) 首都高速道路株式会社 橋梁塗装設計施工要領 (平成 18 年 4 月)(平成 25 年 12 月一部変更) <u>首都高速道路株式会社 土木工事安全衛生管理指針 (平成 30 年 9 月)</u>	—44. 2 適用すべき諸基準 — 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 首都高速道路株式会社 鋼橋塗装設計施工要領 (平成 29 年 8 月) 首都高速道路株式会社 橋梁塗装設計施工要領 (平成 18 年 4 月)(平成 25 年 12 月一部変更)	
4 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について 報告 しなければならない。 5 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。 6 受注者は、現場塗装に先立ち、各層の塗り色を識別できる塗り板見本(10 cm×20 cm)を 提出 し、監督職員の 確認 を受けなければならない。なお、小規模施工の場合は、主任監督員の 指示 を受けるものとする。 7 受注者は、塗膜外観検査において、監督職員から手直しを 指示 されたときは、塗直し又は塗増しをしなければならない。 8 受注者は、作業中に高架下に塗料等が落下しないようにしなければならない。 9 <u>受注者は、塗替塗装にあたり、以下の有害物質を取り扱う場合には、有害物質管理責任者、有害物質管理者を選定し、作業計画書に記載しなければならない。</u> (1)鉛 (2)石綿（アスベスト） (3)ポリ塩化ビフェニル（PCB） (4)有機溶剤 10 <u>有害物質管理責任者は元請け事業者より当該作業に従事する職員を 1 名以上選任することとし、有害物質の取扱管理指導、現場の環境管理指導、作業員の健康管理指導を行い、実施した点検結果、有害物質情報、健康診断結果等を主任監督員に報告しなければならない。また、前記の他、その他、有害物質による健康被害の恐れが生じた場合は速やかに主任監督員へ報告しなければならない。</u> 11 <u>有害物質管理者は下請け事業者(1 次、2 次、数次全て)毎に該作業に従事する職員を 1 名以上選任することとし、日々の有害物質の取扱管理、日々の現場の環境管理、日々の作業員の健康管理を行い、点検結果を日々有害物質管理責任者へ報告しなければならない。</u> 12 受注者は、塗替塗装において、常時 9 項の有害物質を取り扱う労働者に対し、雇い入れの際、当該業務への配置換えの際、いずれも当該業務従事前まで、およびその後 6 ヶ月(作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては 1 年)以内ごとに 1 回、定期的に、法令で定める項目について、医師による健康診断を行い、診断結果を監督職員に報告しなければならない。	—44. 3 一般事項 —1 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。 —2 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。 —3 受注者は、現場塗装に先立ち、各層の塗り色を識別できる塗り板見本(10 cm×20 cm)を提出し、監督職員の確認を受けなければならない。なお、小規模施工の場合は、主任監督員の指示を受けるものとする。 —4 受注者は、塗膜外観検査において、監督職員から手直しを指示されたときは、塗直し又は塗増しをしなければならない。 —5 受注者は、作業中に高架下に塗料等が落下しないようにしなければならない。	
第 2 節 施工		変更
44. 2. 1 鋼構造物現場塗装工 1 鋼構造物の現場塗装については、第 10 章 塗装工の規定によるものとする。 2 受注者は、塗替塗装前に旧塗膜状態を調査し、 設計図書 において定めている素地調整方法、塗装系を照	—44. 4 鋼構造物現場塗装工 1 鋼構造物の現場塗装については、第 10 章 塗装工の規定によるものとする。 2 受注者は、塗替塗装前に旧塗膜状態を調査し、 設計図書 において定めている素地調整方法、塗装系を照	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
査し、その結果を提出しなければならない。 3 塗装用仮設備については、「鋼橋塗装設計施工要領」の規程によるものとする。	査し、その結果を提出しなければならない。 3 塗装用仮設備については、「鋼橋塗装設計施工要領」の規程によるものとする。	
44. <u>2.3</u> 付属物塗装工 付属物塗装工の施工については、第 10 章塗装工の規定によるものとする。	—44. <u>5</u> 付属物塗装工 付属物塗装工の施工については、第 10 章塗装工の規定によるものとする。	<u>変更</u>
44. <u>2.4</u> コンクリート面塗装工 コンクリート面塗装工については、「橋梁塗装設計施工要領」の規定によるものとする。	—44. <u>6</u> コンクリート面塗装工 コンクリート面塗装工については、「橋梁塗装設計施工要領」の規定によるものとする。	<u>変更</u>
44. <u>2.5</u> 張紙防止塗装工 1 素地調整については、「鋼橋塗装設計施工要領」の規定によるものとする。 2 受注者は、使用する塗料の塗布作業時の気温・湿度の制限については、設計図書によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。 3 受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。	—44. <u>7</u> 張紙防止塗装工 1 素地調整については、「鋼橋塗装設計施工要領」の規定によるものとする。 2 受注者は、使用する塗料の塗布作業時の気温・湿度の制限については、設計図書によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。 3 受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。	<u>変更</u>
44. <u>2.6</u> 高欄水切部補修工 高欄水切部補修工に係る塗装工については、設計図書によるものとする。	—44. <u>8</u> 高欄水切部補修工 高欄水切部補修工に係る塗装工については、設計図書によるものとする。	<u>変更</u>
44. <u>2.7</u> 仮設工 仮設工については、第 5 章 仮設工の規定によるものとする。	—44. <u>9</u> 仮設工 仮設工については、第 5 章 仮設工の規定によるものとする。	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容																																																
第 48 章 床版補強工	第 48 章 床版補強工																																																	
第 1 節 一般事項	第 1 節 一般事項																																																	
48.1.1 適用 1 本章は、床版補強工として、工場製作工、工場塗装工、工場製品輸送工、亀裂注入工、パテ工、鋼板接着工、増設桁工、炭素繊維接着工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 設計図書において特に定めない事項については、次による。 <table><tr><td>首都高速道路株式会社</td><td>コンクリート床版補強設計施工要領</td><td>(平成 26 年 8 月)</td></tr><tr><td>首都高速道路公団</td><td>補修用エポキシ樹脂施工基準</td><td>(<u>平成 8</u> 年 <u>5</u> 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 I 共通編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr></table> 3 受注者は、床版補強工の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 4 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。 5 受注者は、工事区間内の構造物に異常を発見したときは、その状況を直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 6 受注者は、高架下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。	首都高速道路株式会社	コンクリート床版補強設計施工要領	(平成 26 年 8 月)	首都高速道路公団	補修用エポキシ樹脂施工基準	(<u>平成 8</u> 年 <u>5</u> 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 I 共通編	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編	(平成 29 年 11 月)	48.1.1 適用 1 本章は、床版補強工として、工場製作工、工場塗装工、工場製品輸送工、亀裂注入工、パテ工、鋼板接着工、増設桁工、炭素繊維接着工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 設計図書において特に定めない事項については、次による。 <table><tr><td>首都高速道路株式会社</td><td>コンクリート床版補強設計施工要領</td><td>(平成 26 年 8 月)</td></tr><tr><td>首都高速道路公団</td><td>補修用エポキシ樹脂施工基準</td><td>(昭和 56 年 <u>2</u> 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 I 共通編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr></table> 3 受注者は、床版補強工の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 4 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。 5 受注者は、工事区間内の構造物に異常を発見したときは、その状況を直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 6 受注者は、高架下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。	首都高速道路株式会社	コンクリート床版補強設計施工要領	(平成 26 年 8 月)	首都高速道路公団	補修用エポキシ樹脂施工基準	(昭和 56 年 <u>2</u> 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 I 共通編	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編	(平成 29 年 11 月)	<u>変更</u>
首都高速道路株式会社	コンクリート床版補強設計施工要領	(平成 26 年 8 月)																																																
首都高速道路公団	補修用エポキシ樹脂施工基準	(<u>平成 8</u> 年 <u>5</u> 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 I 共通編	(平成 29 年 11 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編	(平成 29 年 11 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編	(平成 29 年 11 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編	(平成 29 年 11 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編	(平成 29 年 11 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編	(平成 29 年 11 月)																																																
首都高速道路株式会社	コンクリート床版補強設計施工要領	(平成 26 年 8 月)																																																
首都高速道路公団	補修用エポキシ樹脂施工基準	(昭和 56 年 <u>2</u> 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 I 共通編	(平成 29 年 11 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編	(平成 29 年 11 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編	(平成 29 年 11 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編	(平成 29 年 11 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編	(平成 29 年 11 月)																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編	(平成 29 年 11 月)																																																
		(略)																																																

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)案	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 49 章 高欄補強工	第 49 章 高欄補強工	
第 1 節 一般事項		追加
49. 1. 1 適用 1 本章は、高欄補強工として、補強板製作工、鋼板接着工、現場塗装工、高欄頂部改良工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。	49. 1 適用 本章は、高欄補強工として、補強板製作工、鋼板接着工、現場塗装工、高欄頂部改良工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。	追加
2 設計図書において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路公団 補修用エポキシ樹脂施工基準 (平成 8 年 5 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編 (平成 29 年 11 月)	49. 2 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 首都高速道路公団 高欄補強設計要領(案) (昭和 56 年 2 月) 首都高速道路公団 補修用エポキシ樹脂施工基準 (平成 8 年 5 月) 日本道路協会 道路橋示方書(I、II、III、IV、V) (平成 14 年 3 月)	変更
3 受注者は、高欄補強工の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 4 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。 5 受注者は、高欄補強箇所に変常を発見したときは、その状況を直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 6 受注者は、高架下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。	49. 3 一般事項 1 受注者は、高欄補強工の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。 3 受注者は、高欄補強箇所に変常を発見したときは、その状況を直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 4 受注者は、高架下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。	削除
第 2 節 工場製作工		
49. 2. 1 補強板製作工 1 受注者は、補強板の製作に先立ち、施工箇所の標識、照明ポール及びその他付属物の位置について調査し、製作加工図を作成し、監督職員との承諾を得なければならない。 2 補強板の製作については、41. 2. 1 工場製作工の規定によるものとする。	49. 4 補強板製作工 1 受注者は、補強板の製作に先立ち、施工箇所の標識、照明ポール及びその他付属物の位置について調査し、製作加工図を作成し、監督職員との承諾を得なければならない。 2 補強板の製作については、41. 4 工場製作工及び補修用エポキシ樹脂施工基準の規定によるものとする。	変更
49. 2. 2 工場塗装工 補強板の塗装については、41. 2. 2 工場塗装工の規定によるものとする。	3 補強板の塗装については、41. 5 工場塗装工の規定によるものとする。	追加
第 3 節 輸送工		追加
49. 3. 1 工場製品輸送工 補強板の輸送工については、41. 3. 1 工場製品輸送工の規定によるものとする。	4 補強板の輸送工については、41. 6 工場製品輸送工の規定によるものとする。	追加
第 4 節 施工		追加
49. 4. 1 鋼板接着工 1 前処理としてのコンクリート面処理については、42. 8. 3 コンクリート面処理工の規定によるものとする。 2 受注者は、鋼板取付用ボルト孔の穿孔にあたっては、穿孔の位置、角度及び既設構造物への影響に注意し施工しなければならない。 3 高欄の穿孔については、42. 8. 1 既設コンクリート構造物の加工の規定によるものとする。 4 鋼板取付、樹脂注入工及びシーリング工については、42. 5. 1 エポキシ樹脂工及び補修用エポキシ樹脂施工基準の規定によるものとする。 5 受注者は、補強鋼板を取り付けるとき、現場において鋼材を加熱、孔明け又はガス切断を行ってはなら	49. 5 鋼板接着工 1 前処理としてのコンクリート面処理については、42. 12 コンクリート面処理工の規定によるものとする。 2 受注者は、鋼板取付用ボルト孔の穿孔にあたっては、穿孔の位置、角度及び既設構造物への影響に注意し施工しなければならない。 3 高欄の穿孔については、42. 10 既設コンクリート構造物の加工の規定によるものとする。 4 鋼板取付、樹脂注入工及びシーリング工については、42. 7 エポキシ樹脂工及び補修用エポキシ樹脂施工基準の規定によるものとする。 5 受注者は、補強鋼板を取り付けるとき、現場において鋼材を加熱、孔明け又はガス切断を行ってはなら	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)案	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
ない。 6 受注者は、高欄拡幅部の補強にあたり、鋼板上部と下面にシールを施工する場合は、補強鋼板とコンクリートの間に水滴等が入らないように行わなければならない。	い。 6 受注者は、高欄拡幅部の補強にあたり、鋼板上部と下面にシールを施工する場合は、補強鋼板とコンクリートの間に水滴等が入らないように行わなければならない。	
49. 4.2 現場塗装工 現場塗装工の施工については、 <u>41.4.4</u> 現場塗装工、及び <u>42.10.1</u> 現場塗装工の規定によるものとする。	49.6 現場塗装工 現場塗装工の施工については、 41.9 現場塗装工及び 42.14 現場塗装工の規定によるものとする。	<u>変更</u>
49. 4.3 高欄頂部改良工 1 高欄頂部改良工の施工については、第 42 章 コンクリート構造物工の規定によるものとする。 2 受注者は、既設構造物の撤去作業にあたっては、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 3 受注者は、高欄頂部改良工の施工にあたり、現場機械練りコンクリートを使用する場合は、監督職員の 承諾 を得なくてはならない。	49.7 高欄頂部改良工 1 高欄頂部改良工の施工については、第 42 章 コンクリート構造物工の規定によるものとする。 2 受注者は、既設構造物の撤去作業にあたっては、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 3 受注者は、高欄頂部改良工の施工にあたり、現場機械練りコンクリートを使用する場合は、監督職員の 承諾 を得なくてはならない。	<u>変更</u>
49. 4.3 仮設工 仮設工については、第 5 章 仮設工の規定によるものとする。	49.8 仮設工 仮設工については、第 5 章 仮設工の規定によるものとする。	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 51 章 標識工	第 51 章 標識工	
第 1 節 一般事項		追加
51.1.1 適用範囲 1 本章は、供用路線における標識工として、標識工、既設標識撤去工その他これらに類する工種に適用する。 2 本章に特に定めのない事項については、19.5 標識工の規定による。	51.1 適用 1 本章は、供用路線における標識工として、標識工、既設標識撤去工その他これらに類する工種に ついで適用するものとする。 2 本章に特に定めのない事項については、19.5 標識工の規定による ものとする。	変更
3、 <u>設計図書</u> において特に定めのない事項については、次による。 <u>首都高速道路公団 標識柱設計要領 (平成 15 年 5 月)</u> <u>首都高速道路公団 標識柱標準図集 (平成 15 年 5 月)</u> <u>首都高速道路株式会社 標識設置要領 (平成 30 年 2 月)</u> <u>首都高速道路株式会社 標識標準図集 (平成 30 年 2 月)</u> <u>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和 62 年 1 月)</u>	51.2 適用すべき諸基準 受注者は、<u>設計図書</u>において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 首都高速道路公団 標識設置基準 (平成 3 年 4 月) 首都高速道路公団 標識柱設計要領 (平成 15 年 5 月) 首都高速道路公団 標識柱標準図集 (平成 15 年 5 月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和 62 年 1 月)	削除
51.1.2 一般事項 1 受注者は、標識工事の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について 報告 しなければならない。 3 受注者は、路面に異物等を落とさないように施工しなければならない。 4 受注者は、標識板等の取付けにあたり、建築限界を侵さないよう行わなければならない。	51.3 一般事項 1 受注者は、標識工事の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について 報告 しなければならない。 3 受注者は、路面に異物等を落とさないように施工しなければならない。 4 受注者は、標識板等の取付けにあたり、建築限界を侵さないよう行わなければならない。	変更
第 2 節 標識工		追加
51.2.1 標識工 1 標識工の施工については、19.5 標識工の規定によるものとする。 2 受注者は、標識柱の取付けにあたり、既設構造物を加工する場合は、41.7 既設鋼構造物の加工、及び 42.10 既設コンクリート構造物の加工の規定によるものとする。	51.4 標識工 1 標識工の施工については、19.5 標識工の規定によるものとする。 2 受注者は、標識柱の取付けにあたり、既設構造物を加工する場合は、41.7 既設鋼構造物の加工、及び 42.10 既設コンクリート構造物の加工の規定によるものとする。	変更
51.2.2 既設標識撤去工 1 既設の標識柱等を撤去するときは、ボルト・ナットを取り外すことにより行わなければならない。やむを得ず、ガス等で切断する場合は、監督職員の 承諾 を得なければならない。 2 受注者は、標識柱等の撤去にあたっては、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 3 受注者は、標識柱の撤去にあたり、既設構造物を加工する場合は、41.7 既設鋼構造物の加工、及び 42.10 既設コンクリート構造物の加工の規定によるものとする。	51.5 既設標識撤去工 1 既設の標識柱等を撤去するときは、ボルト・ナットを取り外すことにより行わなければならない。やむを得ず、ガス等で切断する場合は、監督職員の 承諾 を得なければならない。 2 受注者は、標識柱等の撤去にあたっては、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 3 受注者は、標識柱の撤去にあたり、既設構造物を加工する場合は、41.7 既設鋼構造物の加工、及び 42.10 既設コンクリート構造物の加工の規定によるものとする。	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
第 52 章 支承・連結装置耐震性向上工	第 52 章 支承・連結装置耐震性向上工	変更
第 1 節 一般事項		追加
52.1.1 適用 1 本章は、支承・連結装置耐震性向上工として、工場製作工、工場塗装工、工場製品輸送工、橋脚天端拡幅工、支承取替工、桁連結装置工、変位制限構造工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 本章に特に定めのない事項については、第 16 章 鋼上部・橋脚工の規定によるものとする。	52.1 適用 1 本章は、支承・連結装置耐震性向上工として、工場製作工、工場塗装工、工場製品輸送工、橋脚天端拡幅工、支承取替工、桁連結装置工、変位制限構造工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。 2 本章に特に定めのない事項については、第 16 章鋼上部・橋脚工の規定によるものとする。	追加
3 設計図書において特に定めのない事項については、次による。 首都高速道路株式会社 橋梁構造物設計施工要領 (平成 27 年 6 月) 首都高速道路公団 補修用エポキシ樹脂施工基準 (平成 8 年 5 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編 (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋支承便覧(改訂版) (平成 30 年 12 月)	52-2 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 首都高速道路公団橋梁構造物設計要領(平成 15 年 5 月) 首都高速道路公団現場溶接施工管理要領(平成 9 年 4 月) 首都高速道路公団補修用エポキシ樹脂施工基準(平成 8 年 5 月) 首都高速道路公団支承・落橋防止システム設計要領(案)(平成 9 年 9 月) 日本道路協会道路橋示方書(I、II、III、IV、V)(平成 14 年 3 月) 日本道路協会道路橋支承便覧(平成 16 年 4 月)	変更
4 受注者は、支承・連結装置耐震性向上工事の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 5 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。 6 受注者は、施工箇所に変異を発見したときは、その状況を直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 7 受注者は、異物等を高架下に落とさないよう施工しなければならない。	52.3 一般事項 1 受注者は、支承・連結装置耐震性向上工事の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。 3 受注者は、施工箇所に変異を発見したときは、その状況を直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 4 受注者は、異物等を高架下に落とさないよう施工しなければならない。	削除
第 2 節 材料		
52.2.1 材料 受注者は、支承・連結装置耐震性向上工事で使用する材料については、第 2 章 材料の規定によらなければならない。なお、エポキシ樹脂材については、「補修用エポキシ樹脂施工基準」の規定によらなければならない。	52.4 材料 受注者は、支承・連結装置耐震性向上工事で使用する材料については、第 2 章材料の規定によらなければならない。なお、エポキシ樹脂材については、「補修用エポキシ樹脂施工基準」の規定によらなければならない。	変更
第 3 節 工場製作工		追加
52.3.1 工場製作工 1 受注者は、工場製作工に先立ち、支承・連結装置の部材寸法及び補強位置を決定するために、橋脚の形状、桁の構造形式・主桁間隔・横桁位置・主桁位置等のずれ量、付属物(電纜管、排水管等の添架物)について調査を行い、製作加工図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。また、橋脚天端周辺等の損傷状況を合わせて調査し、報告しなければならない。 2 支承・連結装置の製作加工については、41.4 工場製作工の規定によるものとする。 3 溶接検査にあたっては以下によって実施しなければならない。 (1) 受注者は、落橋防止装置・変位制限装置(以下、落橋防止装置等とする)を外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者、あるいは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記すること。 (2) 受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ当該工事の品質管理の試験(社内検査)を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うこと。 (3) 内部きずの検査について、非破壊検査を行うものは、試験の種類に応じた JISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)の資格を有したものであること。なお、資格証明書(写)を施工計画書に添付する	52.5 工場製作工 1 受注者は、工場製作工に先立ち、支承・連結装置の部材寸法及び補強位置を決定するために、橋脚の形状、桁の構造形式・主桁間隔・横桁位置・主桁位置等のずれ量、付属物(電纜管、排水管等の添架物)について調査を行い、製作加工図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。また、橋脚天端周辺等の損傷状況を合わせて調査し、報告しなければならない。 2 支承・連結装置の製作加工については、41.4 工場製作工の規定によるものとする。 3 溶接検査にあたっては以下によって実施しなければならない。 (1) 受注者は、落橋防止装置等を外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者、あるいは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記すること。 (2) 受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ当該工事の品質管理の試験(社内検査)を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うこと。 (3) 内部きずの検査について、非破壊検査を行うものは、試験の種類に応じた JISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)の資格を有したものであること。なお、資格証明書(写)を施工計画書に添付する	変更

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
こと。 (4) 落橋防止装置等における完全溶け込み溶接継ぎ手における超音波探傷試験の非破壊検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。 4 溶接の施工にあたっては、以下によって実施しなければならない。 (1) 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出すること。なお、当該分野について IS09001 を取得している製作会社(登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの)及び検査会社(登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの)を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。 (2) 受注者は、溶接監理技術者及び溶接技能者の資格証明書(写し)を施工計画書に添付すること。 5 発注者による落橋防止装置等の非破壊試験検査を実施する場合があることから、受注者は、受注者自身あるいは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告すること。また、発注者による非破壊試験結果で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置装置等の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身あるいは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告すること。 6 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載すること。	(4) 落橋防止装置等における完全溶け込み溶接継ぎ手における超音波探傷試験の非破壊検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。 4 溶接の施工にあたっては、以下によって実施しなければならない。 (1) 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出すること。なお、当該分野について IS09001 を取得している製作会社(登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの)及び検査会社(登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの)を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。 (2) 受注者は、溶接監理技術者及び溶接技能者の資格証明書(写し)を施工計画書に添付すること。 5 発注者による落橋防止装置等の非破壊試験検査を実施する場合があることから、受注者は、受注者自身あるいは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告すること。また、発注者による非破壊試験結果で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置装置等の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身あるいは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告すること。 6 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載すること。	
52. <u>3.2</u> 工場塗装工 1 工場塗装工の施工については、41. <u>5</u> 工場塗装工の規定によるものとする。 2 発注者による落橋防止装置等の非破壊試験検査を実施する場合があることから、塗装等の実施については監督職員の承諾を得なければならない。	52. 6 工場塗装工 1 工場塗装工の施工については、41. 5 工場塗装工の規定によるものとする。 2 発注者による落橋防止装置等の非破壊試験検査を実施する場合があることから、塗装等の実施については監督職員の承諾を得なければならない。	<u>変更</u>
<u>第 3 節 輸送工</u>		<u>追加</u>
52. <u>3.1</u> 工場製品輸送工 <u> </u>工場製品輸送工については、41. <u>3.1</u> 工場製品輸送工の規定によるものとする。	52. 7 工場製品輸送工 工場製品輸送工については、41. 6 工場製品輸送工の規定によるものとする。	<u>変更</u>
<u>第 4 節 施工</u>		<u>追加</u>
52. <u>4.1</u> 橋脚天端拡幅工 1 橋脚天端拡幅工の施工については、設計図書によらなければならない。 2 橋脚天端拡幅工の施工にあたり、鋼製橋脚の場合は、第 41 章 <u>鋼構造物工</u>の規定、コンクリート橋脚の場合は、第 42 章 <u>コンクリート構造物工事</u>の規定によるものとする。	52. 8 橋脚天端拡幅工 1 橋脚天端拡幅工の施工については、設計図書によらなければならない。 2 橋脚天端拡幅工の施工にあたり、鋼製橋脚の場合は、第 41 章鋼構造物工の規定、コンクリート橋脚の場合は、第 42 章コンクリート構造物工事の規定によるものとする。	<u>変更</u>
52. <u>4.2</u> 支承取替工 1 支承取替工の施工にあたり、桁等の補強を行う場合は、第 41 章 <u>鋼構造物工</u>の規定によるものとする。 2 受注者は、既設支承の撤去作業にあたっては、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 3 受注者は、支承取替工の施工にあたり、ジャッキアップする場合は、ジャッキアップ量を管理し、床版構造、主桁、伸縮継手及び落橋防止装置等の付属物への影響を観察し、異常があればジャッキアップを中止して、監督職員の指示を受けなければならない。 4 受注者は、ジャッキダウン後において、支承取替後の高さ及び桁の温度を管理し、報告しなければならない。 5 受注者は、アンカー設置のため、既設コンクリート構造物を穿孔する場合は、42. <u>8.1</u> 既設コンクリート構造物の加工の規定によらなければならない。 6 受注者は、新支承のベースプレートの設置にあたり、施工箇所を入念にチップングしなければならない。 7 新支承の設置については、16. 2 支承工の規定によるものとする。	52. 9 支承取替工 1 支承取替工の施工にあたり、桁等の補強を行う場合は、第 41 章鋼構造物工の規定によるものとする。 2 受注者は、既設支承の撤去作業にあたっては、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 3 受注者は、支承取替工の施工にあたり、ジャッキアップする場合は、ジャッキアップ量を管理し、床版構造、主桁、伸縮継手及び落橋防止装置等の付属物への影響を観察し、異常があればジャッキアップを中止して、監督職員の指示を受けなければならない。 4 受注者は、ジャッキダウン後において、支承取替後の高さ及び桁の温度を管理し、報告しなければならない。 5 受注者は、アンカー設置のため、既設コンクリート構造物を穿孔する場合は、42. 10 既設コンクリート構造物の加工の規定によらなければならない。 6 受注者は、新支承のベースプレートの設置にあたり、施工箇所を入念にチップングしなければならない。 7 新支承の設置については、16. 2 支承工の規定によるものとする。	<u>変更</u>
52. <u>4.3</u> 桁連結装置工 1 桁連結装置工の施工については、設計図書によらなければならない。 2 桁連結装置工の施工にあたり、既設桁を加工する場合は、41. <u>4.1</u> 既設鋼構造物の加工の規定によるものとする。 3 受注者は、桁連結装置工の施工にあたり、既設の桁連結装置を撤去する場合は、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 4 受注者は、桁連結装置の設置にあたっては、他の部材を損傷させないよう行わなければならない。	52. 10 桁連結装置工 1 桁連結装置工の施工については、設計図書によらなければならない。 2 桁連結装置工の施工にあたり、既設桁を加工する場合は、41. 7 既設鋼構造物の加工の規定によるものとする。 3 受注者は、桁連結装置工の施工にあたり、既設の桁連結装置を撤去する場合は、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 4 受注者は、桁連結装置の設置にあたっては、他の部材を損傷させないよう行わなければならない。	<u>変更</u>

新：土木工事共通仕様書(2019 年 04 月)	旧：土木工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	改訂内容
52. 4.4 変位制限構造工 1 受注者は、変位制限構造部材を既設鋼構造物に取り付ける場合は、第 41 章_鋼構造物工の規定を、既設コンクリート構造物に取り付ける場合は、第 42 章_コンクリート構造物工の規定によるものとする。 2 受注者は、変位制限構造部材を 設計図書 に定められた位置に設置しなければならない。なお、その位置に支障がある場合は、監督職員に 報告 し、 指示 を受けなければならない。	52. 41 変位制限構造工 1 受注者は、変位制限構造部材を既設鋼構造物に取り付ける場合は、第 41 章鋼構造物工の規定を、既設コンクリート構造物に取り付ける場合は、第 42 章コンクリート構造物工の規定によるものとする。 2 受注者は、変位制限構造部材を 設計図書 に定められた位置に設置しなければならない。なお、その位置に支障がある場合は、監督職員に 報告 し、 指示 を受けなければならない。	<u>変更</u>
52. 4.5 現場塗装工 現場塗装工については、41. <u>4.4</u> 現場塗装工の規定によるものとする。	52. 42 現場塗装工 現場塗装工については、41. 9 現場塗装工の規定によるものとする。	<u>変更</u>
52. 4.6 仮設工 仮設工については、第 5 章_仮設工の規定によるものとする。	52. 43 仮設工 仮設工については、第 5 章仮設工の規定によるものとする。	<u>変更</u>

